

平成29年第4回広尾町議会定例会 第1号

平成29年12月5日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 総務常任委員会報告
- 5 産業常任委員会報告
- 6 行政報告
- 7 教育行政報告
- 8 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 9 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 10 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
- 11 議案第74号 広尾町敬老祝金条例の制定について
- 12 議案第75号 使用料等の算定方法の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 13 議案第76号 広尾町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第77号 広尾町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第78号 広尾町生活支援ハウス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第79号 広尾町高齢者等生活支援・生きがい活動支援条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第80号 広尾町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第81号 広尾町道路占用料徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第82号 広尾町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第83号 広尾町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第84号 広尾町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第85号 十勝港港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第86号 広尾町水道事業給水管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 議案第87号 広尾町簡易水道事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第88号 音調津生活改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 26 議案第89号 平成29年度広尾町一般会計補正予算（第7号）について
- 27 議案第90号 平成29年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第3号）について

- 28 議案第91号 平成29年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 29 議案第92号 平成29年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 30 議案第93号 平成29年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について
- 31 議案第94号 平成29年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 32 議案第95号 平成29年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について
- 33 議案第96号 平成29年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について
- 34 議案第97号 平成29年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）について

○出席議員（13名）

1番 浜野 隆	2番 萬亀山 ちず子
3番 北藤 利通	4番 前崎 茂
5番 志村 國昭	6番 山谷 照夫
7番 星加 廣保	8番 渡辺 富久馬
9番 小田 英勝	10番 小田 雅二
11番 旗手 恵子	12番 浜頭 勝
13番 堀田 成郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	道 淳 一
兼 出 納 室 長	道 淳 一
総 務 課 長	白 石 晃 基
総 務 課 参 事	松 田 哲 典
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	折 笠 博 和
併 総 務 課 主 幹	山 岸 雄 一
企 画 課 長	長 田 吉 弘
企 画 課 長 補 佐	宝 泉 大
税 務 課 長	西 脇 秀 司
住 民 課 長	齊 藤 美 津 雄

住 民 課 長 補 佐	佐	藤	直	美
兼 住 民 課 長 補 佐	村	上	洋	子
保 健 福 祉 課 長	山	崎	勝	彦
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 長	山	崎	勝	彦
保 健 福 祉 課 長 補 佐	佐	藤	清	美
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	菅	原	樹 美	恵
地 域 包 括 支 援 セ ン タ 一 次 長	金	石	輝	義
健 康 管 理 セ ン タ ー 長	村	上	洋	子
兼 老 人 ホ ー ム 所 長	金	井	秀	司
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金	井	秀	司
農 林 課 長	平		浩	則
兼 町 営 牧 場 長	平		浩	則
水 産 商 工 観 光 課 長	雄	谷	幸	裕
水 産 商 工 観 光 課 長 補 佐	室	谷	直	宏
兼 建 設 課 長	小	川	浩	司
建 設 課 長 補 佐	北	藤	盛	通
建 設 課 長 補 佐	前	田	憲	一
建 設 課 長 補 佐	寺	井		真
上 下 水 道 課 長	小	川	浩	司
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	小	川	浩	司
港 湾 課 長	森	谷		亨
国 保 病 院 事 務 長	今	井	啓	容
国 保 病 院 事 務 次 長	齊	藤	裕	美
国 保 病 院 事 務 次 長	渡	辺	將	人
兼 国 保 病 院 事 務 次 長	金	石	輝	義

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	笹	原		博
管 理 課 長	山	岸	直	宏
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山	岸	達	也
ひ ろ お 幼 稚 園 長	道		尚	子
社 会 教 育 課 長	保	志		悟
兼 海 洋 博 物 館 長	保	志		悟
社 会 教 育 課 長 補 佐	浜	頭		力
図 書 館 長	奥	村	京	子

〈選挙管理委員会〉

委員	長	宮脇昭道
併書記	長	白石晃基

〈監査委員〉

代表監査委員	大林忠
併書記	長菅原康博

〈公平委員会〉

委員	長	木下利夫
併書記	長	白石晃基

〈農業委員会〉

会	長	今村弘美
事務局	長	早川修

○出席事務局職員

事務局	長	菅原康博
総務係	長	鎌田慎
総務係	主事	林菜々美

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、平成29年第4回広尾町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、萬亀山ちず子議員、7番、星加廣保議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。
12月1日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。
次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思
います。
次に、本定例会に町長から承認3件、議案24件を受理しております。また、議会から意見書案2
件を受理しております。
次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申し出のあった関係者の
出席を求めています。
次に、監査委員より平成29年8月から10月までの例月出納検査の報告があり、報告書は各自お手
元に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思
います。
また、一部事務組合議会の報告につきましても配付しておりますので、ごらんいただきたいと思
います。
一般質問は、4人の議員から通告があり、12月7日に行います。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
この件は、さきに議会運営委員会が開催され、審査結果については配付した報告書のとおりであ
ります。本件に対する委員会の報告は、本日5日から12月8日までの4日間とするものです。
お諮りします。委員会の報告のとおり会期は本日5日から8日までの4日間にしたいと思
いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日5日から12月8日までの4日間とすることに決しました。

◎日程第4 総務常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第4、総務常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、旗手恵子議員、報告願います。

1、総務常任委員会委員長（旗手） 平成29年第3回定例会で承認を得た所管事務調査を行いましたので、報告をいたします。

委員会の開催状況ですが、（1）、開催日は、平成29年11月15日水曜日、11月17日金曜日です。

（2）、開催場所、15日は本別町（総合ケアセンター）、足寄町（認定こども園どんぐり）です。17日は新得町（社会福祉法人厚生協会）です。

（3）、（4）は、省略させていただきます。

2、調査の内容です。

（1）、住民主体の福祉施策の取り組みについて（本別町）です。

①、地域包括ケアシステム構築の取り組み。

平成5年、在宅福祉ネットワーク事業の展開（福祉施策の根幹）となっています。3組織でスタートし、現在30組織にまで広がり、人口の約8割を網羅した「地域での支え合い・助け合い活動」を展開しています。

平成8年、地域包括医療推進構想の策定を行いました。国保病院の改築、民間老人保健施設の誘致、さらに保健・医療・福祉の統合を目指し、質の高いサービスを提供するために「総合ケアセンター」を建設しました。

平成12年、健康・福祉・医療ゾーン「太陽の丘」をオープン。国保病院、民間老人保健施設、総合ケアセンター、総合運動公園を集約し、現在、総合ケアセンターが核となり、健康管理センター、子ども未来課（役場）とも連携しながら相談からサービス提供まで一体的に対応しています。総合ケアセンターの機能は、高齢者・障がい者・社会福祉、介護保険、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、社会福祉協議会（あんしんサポートセンター、ヘルパーステーション）、ケア事業団による訪問看護ステーションなどを行っています。

平成13年、健康長寿のまちづくり条例の制定。町民主導による条例を制定し、町、介護サービス事業者、町民の責務を明確化した。また、健康長寿のまちづくり会議も設置をしています。

平成18年、福祉でまちづくり宣言をしています。行政主体の宣言ではなく、これまでさまざまな協働の形により携わってきた町民が実行委員会を設立し、「福祉のまち」から「福祉でまちづくり」を目指して宣言文を起草しています。高齢者だけでなく障がい者・生活困窮者も含め、住みなれた地域でいつまでも生活できるよう地域包括ケアシステムづくりに取り組み、現在に至っています。

②、空き家対策の取り組みです。

2025年に向けて、生涯現役（夢・生きがいを持ち健康）を基本に、ひとり暮らしになっても、認知症や要介護状態になっても、住みなれた本別町で生活を継続できることを目指しています。

そのためには、「住まいの確保や住みかえ支援と一体的な生活支援」が重要課題であることから、第6期介護保険事業計画の基本目標に「本別ならではの住まいの場を確保する」ことを加え、厚労省モデル事業へ応募を決め、空き家等実態調査（現地調査、意向調査、調査分析）を行い、利活用のための詳細調査をしてきました。

住みかえ支援を行って行く中で、入居のマッチング、入居後の生活全般を見ていく「コーディネーター」が不可欠であることがわかった。社会福祉協議会「あんしんサポートセンター」での研修を修了した方に「あんしんサポーター」として登録してもらい、地域住民を支える体制づくりを図っています。

見守りから家財整理まで、さらに死後事務委任契約事業まで空き家の利活用による「福祉でまちづくり」を推進しています。

③、介護人材確保への取り組みです。

1）、介護従事者就業支援等補助金、介護職員等資格取得・研修支援事業助成金の交付を行っています。

2）、ほんべつ福祉セミナー、介護職員初任者研修の開催。

3）、介護福祉士修学資金貸付事業の実施を行っています。

さらに、今後の検討課題として、4）、養成校等実習生の受け入れ環境の整備を行いたいとのことでした。

（2）、認定こども園の運営について（足寄町）です。

①、足寄町認定こども園どんぐりの運営です。

1）、認定こども園への移管です。子ども・子育て支援法の施行に合わせ、平成19年から統合保育事業を行ってきた足寄保育園どんぐりを「保育所型認定こども園」に移管し、平成27年4月1日に開設をしています。子どもセンターの所管施設として建設され、つどいの広場、一時保育事業等の子育て支援事業も行っています。また、子どもセンターでは、家庭的保育事業、病児保育・体調不良児対応型事業、児童発達支援センターあゆみ園（児童発達支援・保育所等訪問支援）、障害児相談支援事業所、へき地保育所（3か所）、児童館・学童保育所を所管しています。生後6か月から就学前の児童を対象に、定員180人（認可定員165人）です。現在は154人が利用しているということです。

2）、認定こども園への移管後の対応です。認定区分にかかわらず、同じ保育サービスを受けることができる体制としました。1号認定が4時間以上保育サービスを受けても預かり保育料を算定しない。1号、2号認定の保育料を同額の設定とする。これは国の基準以下で設定しているということです。1号認定の給食費・教材費を保育料に内包する形で2号認定と同額にしています。

3）、認定こども園への移管時の注意点ですが、保育所型を選択し、1号認定の子どもを預かる場合、3・4・5歳を担当する職員の3分の1以上が「幼稚園教諭」の資格を有する必要があるが、

更新をしていないと休眠状態となっているため注意が必要とのことでした。更新費用について足寄町では、現在勤務している職員は町費、今後は自己負担となるそうです。

②、保育料の無償化事業（子どもセンター所管事業）です。

平成26年4月、町独自に多子世帯の保育料軽減策を実施。同時入所にかかわらず、同一世帯において18歳未満の児童を2人以上養育している場合、第2子半額、第3子以降を無料としました。

無料化ではなく無償化とし、条例で定められている保育料等の規定はそのままとしています。理由としては、保護者に通知することで本来支払うべき保育料の額を理解してもらうこと、補助金として歳入で受けることで無償化事業に要した費用を把握することができることなどがあります。

平成28年度保育料無償化事業の実績は、約2,854万円となっています。

(3)、障がい者の就労対策について（新得町）です。

社会福祉法人厚生協会は、戦後の混乱が続く昭和28年に聴覚障がい者の職業能力の向上と自立支援のため創設され、現在は社会福祉施設9施設、その他の事業所12事業所を運営しています。

平成29年4月1日現在、施設等利用者723人、職員246人で職員の家族を含めると1,294人が法人関係者であり、新得町の人口の2割を超え、福祉が町の基幹産業の一つとなっているということです。

わかふじ寮・わかふじワークセンター・新得白生舎などでは、就労支援として手づくりの木工家具やおもちゃ、ペットのおやつ製造、パン工房、クリーニング事業などを行っています。利用者は、工賃と障害基礎年金で地域生活が可能となっているが、就労の場の確保、職員の確保が課題となっているということです。

また、施設職員を減らすことにより虐待につながることから、福祉事業は利益が出ない。法人の年間収入は18億円となっているが、1つの施設が赤字でも他の施設で黒字になればよいと考えているとのことでした。

以上です。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑を終結します。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

◎日程第5 産業常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第5、産業常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

産業常任委員会委員長、北藤利通議員、登壇の上、報告願います。

1、産業常任委員会委員長（北藤） 産業常任委員会所管事務調査報告書。

平成29年第3回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、委員会の開催状況。

(1)、開催日は、平成29年10月24日火曜から10月25日水曜でございます。

(2)、開催場所、安平町（株式会社北海道中央牧場千歳農場）、札幌市（公益社団法人北海道栽培漁業振興公社）でございます。

(3)から(5)は下記のとおり、割愛させていただきます。

2、調査の内容。

(1)、生活環境に配慮した大規模農場の取り組みについて。

①、株式会社北海道中央牧場千歳農場の取り組み。

北海道中央牧場は、道内に千歳農場（安平町）をはじめ、羽幌町、赤井川村の3か所に繁殖農場、豊頃町ほか7か所に肥育管理農場を運営している。

千歳農場では、常時2,400頭の母豚を飼育し、年間約6万頭の子豚を生産、生後70日程度飼養後、道内の系列肥育管理農場へ出荷している。

畜舎は断熱材を用いて防疫、防音、防臭などに配慮した窓のないウィンドレス構造で、特に防疫のため、飼育員以外の立ち入りは禁止されています。

1)、環境基準の順守。豚のふん尿は、牛と違い牧草地などへの散布が認められていないため、大量に発生する排せつ物を全て基準値以下に処理しなければならない。畜舎はふん尿分離方式で、尿は活性汚泥処理し基準値の3分の1まで数値を下げ、河川放流している。固形排せつ物は、水で希釈せず、微生物により完熟堆肥化する施設の中で、約1か月かけて発酵有機肥料「ゆめの大地」を製造、関連会社で販売するほか、自社関連野菜農場の肥料として使用、環境保全型農業を実現、実証している。系列の繁殖農場、肥育管理農場でも同じ基準の環境対策を行っており、今後建設する農場も全て同様の対策を講じた施設を予定している。

2)、生活環境への配慮。尿の終末放流水は、無色透明の状態で河川放流しており、定期的な公的機関の立入検査でも流域での不純物沈殿、付着物などは全くなく、淡水魚が生息する良好な状態に保たれているとの結果であった。また、固形排せつ物の完熟堆肥は、発酵有機肥料となった最終段階での臭気はほとんどない。近隣には民家も点在しているが、畜舎と同様にふん尿の処理は全て屋内で行われており、臭気、騒音が極力外部に漏れないよう配慮され、これまでに苦情は1件もない。

②、今後の農場計画。

現在、広尾町も含め全道各地で遊休地等を調査し、環境や設置基準を満たす農場建設の計画を進めている。会社の方針では、基準をクリアしても地域の了解が得られなければ進出しないとしている。

現時点では、えりも町に繁殖農場の建設計画が先行している。

(2)、十勝沿岸における有効な栽培漁業とマツカワ種苗供給の見通しについて（札幌市）。

①、北海道沿岸市町村における栽培漁業の取り組み。

北海道においては、日本海、太平洋、オホーツク海域のそれぞれの漁業協同組合、市町村、道が一体となって、海域の特性に応じた事業が展開されている。

沿岸線延長が長い日本海は「北部海域」と「南部海域」に、太平洋は「えりも以西海域」と「えりも以東海域（広尾町も含む）」に区分され、5海域の沿岸漁業協同組合、市町村が協議会などを設置し、広域での取り組みを行っている。

北海道栽培漁業振興公社の5事業所と道立水産試験場が、それぞれの海域で水揚げされる資源の維持、増大を目的に種苗生産を行い、各地区に供給している。

各海域では、魚類に比べて資源調査などの管理が容易であることや水揚げが比較的安定していることから、エゾアワビ、マナマコ、マボヤ、ウニ、ホタテ、シジミ、エゾボラなどの根づけ資源を主体に行っている。

②、十勝沿岸において有望と思われる栽培漁業。

現在、道内各海域では、ニシン、ヒラメ、ハタハタ、クロソイ、マツカワ、クロガシラカレイ、ハタハタなどの数種の稚魚放流事業を行っている。

「ヒレもの」と言われる魚類は、移動や回遊性があり資源管理が難しいことや生態の解明されない詳細が多いこと、他の漁業での混獲も多く安定した結果が得られないなどの難点がある。

十勝沿岸は、エゾボラ類の生息域であることを考えると、「ヒレもの」ではなく根づけ資源の増大事業が有効と思われる。

③、マツカワ種苗の供給見込み。

平成29年度のマツカワ種苗生産では、計画どおり当初450万尾のふ化仔魚を得たが、4月中旬ころから餌をとらない個体が増え、大量へい死に至った。

その後、44万8,000尾の追加生産を行ったものの、同一の病状が発生し、結果的に7万尾の生存仔魚しか得られなかった。

明確な原因究明には至っていないが、施設の経年劣化に起因する飼育水への影響や初期餌料、親魚のコンディションによる卵への影響などが考えられる。水質調査、給水配管の再点検やろ過材の入れかえなどを行うとともに、天然漁獲の親魚主体で採苗を行うなど、来年度以降の種苗生産と供給に努力したい。

主な質疑。

（委員）マツカワの水揚げが増えると同時に価格が下がっているが、今後の見通しは。

（公社）天然魚の激減でキロ単価が4,000円を上回るころもあった。人工採苗、ふ化放流事業が行われた当初は、キロ単価2,000円を目標としていたが、水揚げされた魚体に放流魚特有の色素変化があり、見た目が価格に影響を与え、目標単価を下回っているのが現状である。近年、放流魚が自然界で再生産した魚には、この色素変化が見られなくなり、天然物と変わらない外形であることから、価格への効果を期待している。ヒラメなど全国的に養殖魚が増える中で安定した価格を維持するのは難しいが、単価を上げるためのプロジェクトを立ち上げるとともに、グルメ雑誌などによるPRなども検討している。

(委員) 「放流マツカワが自然界で再生産されている」とは。

(公社) これまで放流魚の再生産は解明されていなかったが、長年の調査研究で親魚までの成長段階では放流海域(北海道沿岸域)を回遊することが多く、成熟すると宮城県南部の常磐沖に移動し産卵場を形成することや、産卵後は再び北海道沿岸に北上し生息、再成熟するたびに南下して、産卵行動を繰り返すことがわかってきた。現在、この海域では底びき網漁が休止されているが、再開すると産卵可能な親魚が漁獲され、資源維持に影響を及ぼすことが明確であり、唯一種苗生産、中間育成放流事業を行っている北海道としては、今後の資源管理について、東北海域の行政、漁業関係者と一定のルールづくりなどを協議しなければならないと考えている。

以上で、産業常任委員会所管事務調査報告を終わらせていただきます。

1、議長(堀田) 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

質疑を終結します。

以上で、産業常任委員会報告を終わります。

◎日程第6 行政報告

1、議長(堀田) 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 第4回広尾町議会定例会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

行政報告を2点させていただきます。

まず、1点目の漁業の生産実績状況についてであります。

お手元の別紙1、ごらんをいただきたいと思います。

平成29年11月末現在の漁業生産は、地元水揚げ21億3,463万円、外地水揚げ5億687万円の合計26億4,150万円で、これに外来船の水揚げ9億5,427万円を加え35億9,577万円となり、前年対比103.9%、1億3,513万円の増となっております。

漁業種類別の内訳では、地元水揚げでは、シシャモこぎ網漁業が、前年比8,445万円、タコ空釣り漁業が前年比6,804万円、ツブかご漁業が前年比3,695万円の増になったところであります。また、沖合底びき網漁業が前年比2億5,339万円、秋サケ定置網漁業が前年比4,688万円などのほか、イカ釣り漁業などが水揚げ減となっております。

また、広尾漁協所属の船が他町村に水揚げをする外地水揚げでは、サンマ棒受け網漁業が3億2,099万円で、全体の6割を占めているところであります。組合員外の、いわゆる外来船の漁獲のうち、その他の欄に入るわけでありませうけれども、イワシであります、前年比3億700万円の増と

なっております。しかし、イカ釣り漁業につきましては、広尾沖へのイカの来遊が少なく、外来船の往来隻数も大幅減となり、前年比1億6,269万円の減となったところであります。

なお、今後の漁のツブ、スケソウ、沖合底びき、タコ、ホッキ、毛ガニなどの水揚げ額を4億円程度と予測しております、平成29年の水揚げ額は地元、外地を合わせて約40億3,000万円程度と見込んでいるところであります。

今年は主体となる秋サケの極端な不漁、また、シシャモ漁の漁獲量は減少しているところでありますが、漁獲高によりまして、全体として前年並みとなったところであります。

続きまして、2点目の農業生産の見込みについてであります。

別紙2であります。

表の一番下の欄になりますけれども、本年の生産取扱高は過去最高となった昨年をさらに上回り、約75億5,000万円に達する見込みであります。取扱高に占める部門別割合は、畑作が約2億1,700万円、約3%、畜産部門が73億3,300万円、約97%であり、各生産者のご努力に改めて敬意を表し、農業生産力の堅調な推移に心強さを感じるところであります。

本年の耕作部門は、春先から天候に恵まれ、播種などの農作業は順調に進みましたが、6月から7月中旬にかけて夏日が続き、雨不足による影響が一時懸念されたものの、その後は適度な雨にも恵まれ、どの作物も総じて平年を上回る収量になったところであります。

9月に入り、本道に上陸した台風18号の影響で収穫を控えたデントコーンが倒れて延べ860ヘクタールを超える規模で発生し、湿害等により腐敗が警戒されましたが、天候の回復と迅速な対策によって前年比32%増の6万2,376トンの収量を確保でき、さらに一部流出の被害が見られたビートも、結果として収穫量は昨年比52%増となり、糖度は16%台が見込まれる結果になりました。

次に、酪農は牧草の収量は昨年を下回りましたが、1番草から良質の粗飼料が確保でき、生乳は5万8,327トン見込まれ、ほぼ計画どおりと期待されております。

畜産における個体販売では、経産牛及び肉用牛の増頭が見込まれ、また、ホルスタイン及び和牛の肥育牛・素牛は引き続き価格上昇みにありますが、飼料の高騰及び相場の影響から平年並みの推移となっているところであります。

以上、2点にわたりまして行政報告とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

特に行政報告に対する質問は7日の一般質問時に発言を許しますので、本日午後5時までに具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

◎日程第7 教育行政報告

1、議長（堀田） 日程第7、教育行政報告を行います。

教育長から教育行政報告の申し出がありますので、発言を許します。

笹原教育長、登壇願います。

1、教育長（笹原） それでは、私のほうからも2件に係ります教育行政報告をさせていただきます。

初めに、広尾町立小・中学校コミュニティ・スクール制度の導入予定についてであります。

コミュニティ・スクールにつきましては、地域住民等が学校運営に参画し、学校を応援する仕組みづくりを行おうとするものであります。教育を学校だけに任せず、学校と地域が一体となり、地域の子どもたちの課題や目標などを共有し、主体的に学校の教育活動に参加を願い、アイデアなどを出し合い、子どもたちを育てます。そして、その仕組みづくりとして地域住民や教職員の代表などを委員とする学校運営協議会を教育委員会にて設置することが地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により定められました。

また、平成32年度の小学校新学習指導要領の開始時期までにコミュニティ・スクールを導入することが努力義務化となりました。

こうしたことを踏まえ、広尾町教育委員会といたしましては、平成31年4月から町内小中学校へコミュニティ・スクール制度を導入する方向で検討を行うとともに、これまでもよりよい制度の導入に向け、先進地の視察や教育関係者への研修会などを重ねてまいりました。去る11月29日には、教職員、保護者、教育関係者への制度説明会と話し合いを開催したところであります。

今後、町民の皆様や関係各位への住民説明会を開催するなど、多くの皆様との熟議を重ね、広尾の子どもたちを地域でどう育てていくかという方向性を見出し、地域とともにある学校づくりを進めてまいりたいと考えております。何とぞ、議員各位におかれましては、これからの住民説明会等へのご出席を願うなど、この制度への深いご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、2点目のひろお幼稚園3歳児保育の開始についてでございます。

このことにつきましては、かねてより住民からの要望などもあり、ひろお幼稚園での3歳児保育を平成30年度より開始することといたしました。来年度3歳児となる園児で、ひろお保育園に通所せず自宅で過ごし、団体生活を経験しないまま4歳児となる児童が10数名いることも確認されております。ご承知のとおり、平成31年度より、ひろお保育園とひろお幼稚園が統合し、認定こども園となった際には3歳児で幼稚園の要件に該当する園児も通所が可能となります。平成30年度の1年間ではありますが、3歳児に幼稚園における団体生活と幼児教育を経験することにより、スムーズな認定こども園への移行を期待されるものであります。

以上、2件の教育行政報告とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、教育行政報告を終わります。

特に教育行政報告に対する質問は7日の一般質問時に発言を許しますので、本日午後5時までに具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

◎日程第8 承認第3号～日程第9 承認第4号

1、議長（堀田） 日程第8、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてと日程第9、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） それでは、承認第3号から承認第4号までの専決処分の承認を求めることについて、一括して提案説明を申し上げます。

議案書1ページであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

記といたしまして、平成29年度広尾町一般会計補正予算（第5号）であります。

次のページであります。

専決処分書であります。

地方自治法の定めにより、専決処分をしたものであります。

平成29年度広尾町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

専決処分の理由であります。平成29年9月18日の台風18号により被害を受けた町有施設の災害復旧について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、平成29年9月19日であります。

3ページの平成29年度広尾町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

第1条は、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページであります。

議案資料と事項別明細書、お願いをいたします。一般会計補正予算（第5号）の事項別明細書、お願いをいたします。

事項別明細書2ページからであります。

2款1項総務管理費46万2,000円の追加であります。野塚989番地の町有海岸付近の一部が崩落したため、周辺及び町有地入り口にバリケードを設置するための消耗品費であります。

次に、3款4項災害救助費123万5,000円の追加であります。休日の災害対応に伴う管理職員の特別勤務手当及び時間外勤務手当並びに準職員及び臨時職員の賃金の追加であります。

4款1項保健衛生費647万4,000円の追加です。簡易水道事業特別会計の災害復旧費に伴う繰出金であります。

10款災害復旧費であります。2項公共土木施設災害復旧費839万2,000円の計上であります。1目公共土木施設災害復旧費につきましては567万1,000円の計上で、町内河川等の流木の漂着及び道路損傷に直営で対応するための重機運搬費及び特殊車両借り上げ料の計上、野塚海岸河口の流木撤去委託料、タニイソ海岸道路及びルベシベツ川護岸復旧工事、紋別14線道路崩壊に直営で対応するための補修材料費の計上であります。2目でありまして、港湾施設災害復旧費につきましては267万2,000円の計上でありまして、外港地区及び港湾海岸の流木撤去費用の計上であります。3目公営住宅災害復旧費につきましては、4万9,000円の計上で、強風で破損した窓の修繕であります。3項

文教施設災害復旧費98万2,000円の計上であります。1日公立学校等施設災害復旧費43万2,000円の計上であります。中学校テニスコートフェンスの修繕費用であります。次に、2日の社会教育施設災害復旧費45万円の計上であります。児童会館2階大ホールの雨漏り修繕であります。3日保健体育施設災害復旧費10万円の計上であります。鉄道記念公園パークゴルフ場内の倒木処分に係る経費の計上であります。

次に、議案書の5ページ、お願いをいたします。

承認第4号についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

記といたしまして、平成29年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

次のページの専決処分書であります。

地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

平成29年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

専決処分の理由であります。平成29年9月18日の台風18号により被害を受けた簡易水道施設の災害復旧について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、平成29年9月19日であります。

次のページの補正予算（第3号）についてであります。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ647万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,910万5,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

次のページ、お願いをいたします。

9ページの歳出の関係であります。4款1項簡易水道施設災害復旧費647万4,000円の計上あります。野塚水源地の復旧委託料、音調津配水池の検水ポンプ復旧工事及び豊似水源地の水位計復旧工事の計上あります。

以上で、承認第3号から承認第4号までの説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本件2件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。承認第3号 専決処分の承認を求めることについてと承認第4号 専決処分の承認を求めることについての2件を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、承認第3号と承認第4号の2件を一括して討論、採決することに決しました。
お諮りします。本件2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件2件は討論を省略します。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについてと承認第4号 専決処分の承認を
求めることについての2件を一括採決します。

お諮りします。本件2件は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件2件は、承認することに決しました。

休憩します。

午前10時48分 休憩

午前11時05分 再開

再開します。

◎日程第10 承認第5号

- 1、議長(堀田) 日程第10、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
提出者に提案理由の説明を求めます。
村瀬町長、登壇願います。

- 1、町長(村瀬) それでは、承認第5号であります。

専決処分の承認を求めることについてであります。

議案書10ページであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので同条第3項の規定により
これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

記といたしまして、平成29年度広尾町一般会計補正予算(第6号)であります。

次のページであります。

専決処分書であります。

地方自治法の定めにより、専決処分をしたものであります。

平成29年度広尾町一般会計補正予算(第6号)についてであります。

専決処分の理由であります。10月10日公示、同月22日選挙期日の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、平成29年9月28日であります。

次のページの平成29年度広尾町一般会計補正予算（第6号）であります。

第1条は、予算の総額にそれぞれ875万1,000円を追加し、76億3,187万7,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正でありまして、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページ、お願いいたします。

歳入の13款3項国庫委託金の追加並びに歳出の2款4項選挙費の追加であります。内容といたしましては、9月28日の衆議院解散を受けまして、10月10日に公示され同月22日に投開票が行われました第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査の執行に当たるため、その事前準備といたしまして業務に早期に着手する必要があることから、専決処分により予算を措置したものであります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決しました。

◎日程第11 議案第74号

1、議長（堀田） 日程第11、議案第74号 広尾町敬老祝金条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第74号 広尾町敬老祝金条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、現在満70歳の方に2万円、満75歳以上の方に毎年2万2,000円または2万7,000円を支給している敬老祝金の取り扱いにつきまして、数え年77歳、88歳、100歳の節目を迎えられた方にそれぞれ1万円、3万円、10万円を支給する方法に見直し、条例の全部を改正するものでありまして、支給の時期は年1回、毎年9月を予定しております。

附則により、平成30年4月1日から施行するとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から補足説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

山崎保健福祉課長。

1、保健福祉課長（山崎） それでは、補足説明をさせていただきます。

議案書の15ページ、ごらんいただきたいと思います。

まず、第1条であります。事業の目的を定めた規定であります。

第2条につきましては、本条例におけます数え年についての定義づけをしたものであります。

第3条の対象者の関係であります。まず、基準となる日、基準日といたしまして、9月1日と設定しております。これにつきましては、他町村におきまして、もともとの敬老の日であります9月15日、これを基準日としておりますところが多く、また、敬老祝金の制度があります16市町村中11町村で9月中に基準日を設定しているものであります。本町の場合であります。町内6か所で敬老会、それぞれ個別の日程で開催いたしております。本年度の場合、一番早い地区、9月1日に開催されておりましたことから、9月1日を基準日といたしたいとするものであります。居住要件につきましては、従来同様、基準日現在で1年以上の居住者を対象といたしたいとするものであります。下段、対象年齢の関係であります。従来、敬老会での記念品等につきましては、数えの年で贈呈をさせていただいておりましたことから、次年度以降も引き続き数え年での実施をしてまいりたいとするものであります。

次のページ、16ページをお願いいたします。

贈呈日以前に死亡した場合の取り扱いであります。9月1日現在で贈呈の対象者であった方が贈呈前に、敬老会の開催の前に亡くなられた場合で、これに遺族がある場合についての遺族に祝い金を贈呈すると規定したものであります。対象となる遺族の範囲及び順位につきましては、次条第4条のほうで規定を設けております。

第5条であります。祝い金の額であります。それぞれ節目ごとの金額を定めております。第2項であります。祝い金相当額を町内の商店で利用できる商品券で贈呈するための規定を設けたものであります。贈呈に際しましては、商品券または商品券と現金との併用による贈呈を現在検討いたしております。

第6条であります。贈呈の時期の定めであります。町内各地区の敬老会の開催月に合わせまして9月に贈呈を行うことといたしてありまして、その場合であっても特別な事情がある場合を除き、

月末を期限として贈呈を終わらせるという定めであります。

第7条につきましては、委任規定をうたったものであります。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） この敬老祝金の関係ですけれども、これまでも議員協議会の中でも説明を受けてきました。今後、高齢化によって支給人数が増加すると。支給額が4,000万円を超えることになるので、全額一般財源なので、管内平均に見直しをするという説明がありました。

ところが、町のほうから示された資料を見ますと、例えば中札内村は平成18年度に見直しをしているわけですけれども、見直し前は80歳以上一律2万5,000円支給していたものを、77歳のとき3万円、88歳のとき8万円、99歳のときは記念品で予算額は3万円ほどということになっていますし、更別村は平成21年度に見直しをしたときに、見直し前は70から74歳は1万円、75歳以上は1万3,000円だったものを、76歳は3万円、87歳は3万円、98歳は3万円ということになっています。毎年支給が節目支給に変わると。そこで、毎年支給していたものを節目節目に支給するようにするのだけれども、金額は増やそうということが、そこで中札内村や更別村の姿勢が読み取れると思うのです。

それで、本町の提案は、毎年支給していたものを節目にすると、金額も大幅に減らすと。こういうことですから、この提案が管内平均の提案だということが言えるのかどうかということを第1点目にお聞きします。

それから、2点目は、敬老祝金が広尾は非常に高額だということで、今回、削減の提案だと思うのですが、これにも経過というものがあつたと思うのです。広尾は、老人医療費がかつて無料だったときに有料化されました。そのときに、健康管理手当を支給して、何とかそこをカバーしていこうと、そういうことをやった時期もありました。その後に敬老祝金を増額してきたという経緯があるわけですが、財政が厳しいということで、その後も、この金額がどうなのかということで見直しの議論も確かにありました。でも、そのときにも70歳のときには2万円、75歳になったときには2万2,000円と、2万7,000円と、金額を引き下げてもそれを支給するというので、このことが多くの皆さんに受け入れられて定着してきていたと思うのです。

そういう経過もあるということと、もう一つは、今、高齢者の貧困率が非常に高くなっているということが全国的にも言われていますし、広尾町の年金収入を見ても、平成24年度には120万円未満の方が45.9%だったものが平成28年には49.7%と、3.8ポイントも増えているのです。こういうふうには高齢者を取り巻く環境が厳しくなっている、そういうときに平成30年から年間4,000万円を超える収入減になるというのは、これは高齢者にとっても、町は不満の声が出る可能性があるということで資料を出しておりましたけれども、不満の声というよりも、本当にこれは大変な状況にな

るのではないかなと思います。それとあわせて、町内商店の売りに影響が出るということも免れないのではないかなと思いますが、その点はどのように考えられたのか、なぜこういう提案になったのかを説明いただきたいと思います。

それともう一つは、先ほどの委員会報告でもありましたけれども、住みなれた地域でいつまでも住み続けられるまちづくりというのが、今どこでも考えられていると思うのです。本別町もそういうことで取り組みを進めてきています。やっぱり人口減少をどうやって食い止めていくかということは、ここはそういう役場の政策にも大きくかかわっていると思うのですけれども、例えば広尾の場合ですと、帯広からの距離が83キロもありますから、高齢になって車運転できなくなったと。体調がよくないというときには帯広まで専門医にかかるためには行かないとならないわけですね。そういうときに、バスで行きますと、片道2時間半、行って帰ってくるだけで5時間かかるのです。それに加えて病院代でしょう。そういうことを考えたときに、身体的にもそうですけれども、バス代も交通費も非常にかかる。だけれども、広尾で最後まで住んでいただくためには、やはり町としてもそれなりの施策というものが求められているからこそ、今までもこういう制度を守ってきたと思うのですよ。それをいきなり4,000万円も大きく減額するというのは、なかなか町民には理解しがたいことではないかなと思いますが、その点について説明をお願いします。

1、議長（堀田） 山崎保健福祉課長。

1、保健福祉課長（山崎） まず、1点目の平均と言えるのかというご質問の関係でございます。

確かに、議員さんおっしゃられますとおり、中札内村、更別村の改正状況を見ますと、改定の時点で金額見直しをいたして増額となっているところもあります。また、逆に、制度的に清水町、大樹町など廃止を行っている町村も見受けられるところでもあります。今回の見直しに当たりましては、全体的、管内実施しておりますところ、廃止を除きましたところを総体的に比較させていただきまして、平均的な金額という形での見直しを提案させていただいているところでもありますので、ご理解いただければと思います。

また、経過からの高齢者の生活が厳しい、また、経済の波及効果というご質問もございました。本町、福祉の政策といたしまして、現在、高齢者の施策、地域包括ケアシステムの構築等から始まります高齢者の在宅での生活の部分での制度、いろいろと実施しているところでもあります。今後も高齢者に対しまして、まず敬老祝金の制度、これをひとつなくさないで残したいというところ、また、高齢者の福祉施策につきまして、孤独であったり貧困であったり、ひきこもりであったり、そういうことがないよう、高齢者の個別の支援を行ってまいりたいという部分、これにつきましては現在の事業で実施していきたいと考えているところでございます。

また、住みなれた地域でのまちづくり、暮らし続けたいというご意見の部分もございましたが、身体的、経済的、おっしゃる部分、確かにそのとおりかと思いましたが、さきに申し上げましたとおり、個別の部分での支援、福祉の部分につきましては、必要な福祉サービスを受けられるような高齢者の課題解決により一層取り組んでまいりたいと考えているところでありますので、ご理解い

ただきたいと思います。

1、議長（堀田） 11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） やっぱり広尾がなぜ敬老祝金がこういうふうにならなくなったのか、高額、高額と言えらると思うのですけれども、こういうものを支給してきたかという、政策的にそれを実行してきた背景というものがあると思うのです。やっぱり全国的にも老人医療費の無料化が有料化されたときにも、町はやっぱり高齢者の皆さんにそういうひどい仕打ちはだめだということで、それにかわる手当を支給するとか、やはり広尾町をつくってこられた高齢者の皆さんのそのご苦勞に感謝の意をあらわすということで、こういう手当を支給してきたと思うのです。

それで、高齢者の暮らしが何とか楽になってきているのであれば、そういう施策も必要ないと思うのですが、先ほどの質問でも言いましたように、年金収入はどんどん低い方が増えてきていると、そういう状況があるのです。そういう中で、今回、年間4,000万円を超える収入減ということになるというのは、これまさしくそういう高齢者の人たちの貧困にさらに拍車をかけることにつながっていくのではないかなというふうに思うのです。

ですから、町の財政を立て直すための一助として財源とは確かになると思うのですけれども、4,000万円全部なくさなくても、もっとそういう今まで広尾町が大変な中でも高齢者の福祉のためということで、広尾町の大きな特色の一つだったと思うのですが、こういう制度をここでぱっきりと切り捨てるということではなくて、もっとやっぱり配慮のあるやり方をしたほうがいいと思うのですよ。そうでないと、地理的に帯広から離れているということでも、本当にもう日常のいろんな生活でも大変不便な思いをしながらも、やっぱり住みなれたここでということ頑張っているのだけれども、こういう町の施策が一つ一つぱっきりぱっきりと削られていくと、広尾に住んでいられなかなと、そういうふうになる人もいると思うのです。ですから、人口減少をさらに進めていくということにもつながっていくのではないかと思います、そういう懸念は全然感じないでこういう提案をされたのかどうか説明をお願いします。

1、議長（堀田） 山崎保健福祉課長。

1、保健福祉課長（山崎） 敬老祝金の制度の経過につきましては、議員さんおっしゃられる部分、確かにあるかと思います。

ただ、その部分につきましては、平均的というお話を当初からさせていただいておりますが、管内各町村、同じ状況であるのかなというふうな認識でもございます。

確かに、年金収入等、国のほうの見直しの部分もありまして、高齢者の給付的なもの、また、収入的なもの、だんだん減っているという事実もございまして、本町におきましても、高齢者が住みなれた地域で安全・安心に暮らし続けるために必要な福祉と介護サービス、こちらのほうの事業も継続して実施していく必要があるというふうに考えてもございまして、そういった意味で、人口減少

の部分というご質問もございましたが、そういう必要な福祉と介護のサービスを継続実施することで何とか維持していきたいというふうに考えてございます。

1、議長（堀田） 11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 私が思うのは、高齢者の例えば年金もふだん生活していくのに困らないだけの年金が支給されているのであれば、こういうこともそんなにそんなに上げなくてもいいのかなというふうには思うのですけれども、先ほども言いましたように、年金収入は本当に120万円未満の方が49.7%ですから、そういう層の方が増えているのですよ、だんだんと。消費税が導入されたときにも福祉のためということで導入したけれども、福祉はどんどん負担が増えてきているわけですから、そういう中で本当に暮らしづらい状況になっていると。これは広尾町だけではなくて、全国的な傾向なのですよ。そういう数字も出ている中で、やっぱり高齢者を取り巻く環境が本当に厳しくなっているという、そういうときに広尾町も大変なのだからということで4,000万円を超える金額、すばっと切るといふことは、これは高齢者にとったら、本当にもう大事な柱がとられる、そういう感覚になると思うのですけれども、そういうことを痛みというか、感じませんか、提案するほうとして。

（「そうだ」の声あり）

この行革のことが議会に提案されてから、私も高齢者の方といろいろお話しすることがあるのですけれども、敬老祝金、いつからなくなるのか、もうもらえないのか、そういうふうにおっしゃる方がいるのですよ。今までは、例えば家の網戸をつけたいと。毎月の年金のそういう中でのやりくりではつけられないと。敬老祝金をもらったらつけるのだ、そういうふうにおっしゃっている方もいるのです。それが70歳になったら2万円、75歳になったら2万2,000円あるいは2万7,000円というものがただけていたものが、77歳に1万円、88歳に3万円、100歳になったら10万円という話を聞いて、100歳まで生きられる人何人いるのだろうと、そんなふうにおっしゃっていますよ。そういう声は聞いていませんか。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 今、旗手議員さんのほうから、るる敬老祝金の改正についてのご質問等をいただきました。経過につきましては、議員さんおっしゃるとおりの背景が過去の歴史の中であるということ、十分認識をしております。

その点に関しましても課長のほうからもるる説明をさせていただきましたけれども、今、行革という中で、この敬老祝金の改正についてもお願いをしているところでありますけれども、他の十勝管内の福祉サービスの状況、これも説明をさせていただきましたけれども、敬老祝金の毎年支給している町村が広尾町のみであるということ、これも過去にもご説明をさせていただきました。今、管内の状況の中でも、例えば節目に支給する部分が、他の町村では改正したときに節目の金額を上

げているというようなこともございました。そういった部分も含めて、今回の改正の内容をお示しさせていただいているわけでありますけれども、ご質問にもあるように、高齢者の今、年金を取り巻く状況も大変厳しい状況というのは私どもも認識をしているところであります。

しかしながら、この行政改革大綱をお示しさせていただきましたけれども、着実に進めていくことがこの広尾町の将来、高齢者を含む町民に対する福祉を推進していくために必要なのだろうというふうに考えております。今後も、他の福祉制度、介護制度のサービスを維持していくためにも、今回の敬老祝金の改正を行いながら、管内並みの支給にさせていただきたいということでご理解をいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） ほかに。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 今回のこの敬老祝金制度でありますけれども、実は十勝管内という、道内でも広尾町のようなこういう形での敬老祝金制度はほぼない。言ってみれば、広尾町がぬきんでこの高齢者福祉制度をやっているというふうに従来は認識をしていたのですけれども、実は今から12年前ですけれども、例えば広尾町の財政が大変厳しいということで、いわゆる自主・自立プランを策定したときに、真っ先にこの敬老祝金制度の廃止ということが、やっぱり額が大きいということで議論された経過がありますけれども、その際、前町政については、みずからの報酬を大幅にカットしてでも、先達が創設したこの敬老祝金制度を残そうということで、結果として6年かけて毎年2,000円ずつ下げて今の金額の体制を保持してまいりましたけれども、広尾町は高齢化率も年々上がってきていると。それから、さきの国勢調査においても、この5年間で10.8%、約11%の人口減少ということで、先ほども言いましたけれども、とりわけ病院等々、帯広等に通院するのに不便だというようなことも含めて、その通院コストも含めて帯広近辺に転出されるというのが実態でありますけれども、そういった意味では、せっかくのこの敬老祝金制度、いわゆる管内平均と、そういった形で今説明ありましたけれども、広尾町が十勝管内でも地理的に不便な地域ということでは、そういったハンデがあるわけですから、こういった高齢者福祉も必要ではないかというふうに考えますけれども、あと私どももこの敬老祝金の廃止については、廃止というか、9割以上の縮減ですけれども、町民の方と何回も話す機会がありましたけれども、例えば70歳の2万円がこれも廃止になったと。例えば広尾町でお生まれになって、広尾町でいろんな形で町に貢献されて、ようやく70になってそういった敬老祝金という形で支給されていましてけれども、それもなくなる。それから、77歳で、言ってみればわずか1万円の支給ということで、そういった意味で、これは男性の方ですけれども、ようやく88歳で3万円もらえますという話をしましたら、いや、そこまで生きていく自信がないと、77歳まで生きていくかも自信がないというような話をされていましてけれども、やはり広尾町に長年貢献されてきた、それに対するその人たちに報いるためにも、今回のような本当にばっさりとした切り方というのが非常に住民は理解をしがたい内容ではないかと思っておりますけれども、行革でこれは諮ったと言っていますけれども、執行者側としての姿勢として、いわゆる激変緩和と

かそういった部分も含めて十分な検討をされてきたのかどうか、それについてお答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 山崎保健福祉課長。

1、保健福祉課長（山崎） 内容の経過、また、経過措置等を設けるか、または住民に対する説明の部分等、いろいろとご質問がございます。

まずは、住民に対しての説明という部分、まず老人クラブのほう、事前に説明会を開催させていただいております。町のほうで住民に対する説明の前に老人クラブの役員さん、いわゆる会長さんにお集まりいただきまして、経過及び改正の内容につきまして説明をさせていただいております。その中で出た意見といたしまして、この制度がなくなるのは仕方がないという部分が大きなものでございまして、特段反対であるとか経過措置という意見は特にございませんでした。

繰り返しの回答になってしまって大変申しわけございませんが、この事業を見直すことも含めまして、現在、本町が実施しております、高齢者が広尾町で住みなれた地域、また、自宅のほうで安心して暮らし続けるための必要となる居宅でのサービスといった部分、そういったものの実施につきましては、今まで同様より一層取り組んでまいりたいという部分、また、必要な福祉と介護サービス事業を今後も継続していかなければならないという財源的な部分、その部分、何とか継続していきたいと考えているものでございます。

また、十勝管内の部分でありますとか、質問がありました。その部分でも本町の財政状況を勘案したという回答になってしまいますが、敬老祝金を支給している年齢及び支給額、その部分も含めまして管内の状況を検討させていただいて現在の形での提案に至っておりますので、ご理解のほうよろしくお願いたします。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 私、課長に説明を求めたわけではなくて、政策決定に関する理事者の答弁を求めたのです。そこは、本会議で3回しか質問できませんので、十分それを踏まえて、説明が必要であればしていただきますし、その辺はきちっと認識をしていただきたいと思います。

老人クラブのそういった説明会等に歩いたというのは、以前から担当のほうから聞いていますので、それは認識しておりますけれども、ここに至る政策決定の認識について、今、私が先ほど質問した内容について理事者としてどういったような検討されたのかということでの答弁を求めたので、その点あわせてよろしくお願いたします。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 前崎議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

今、経過等については、先ほども申し上げたとおりでありますけれども、敬老祝金の創設の目的等々については、先ほどもお話ありましたけれども、長年、本町に貢献、社会に貢献されてきた皆さん方の労をねぎらうという意味での敬老祝金の創設でありましたけれども、今回の提案につきましては、先ほども申し上げましたように、十勝管内の福祉サービス等の状況を勘案した中で、それぞれ独自に行っている福祉サービス、ほかにもあるわけでありまして、介護、そして福祉の施策がございますけれども、そういったものをトータル的に勘案をした中で、やはり管内的にも突出をしているというものの、これが敬老祝金、そして、この後に出てきますけれども、介護保険サービスの利用者負担の関係もそうでありまして、この敬老祝金については特にこういった管内でも突出をしているというようなことでの考え方であります。

地理的なハンデの部分等々もお話ありましたけれども、そういった部分も十分理解をさせていただいておりますけれども、先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、これからはほかの介護、それから福祉のサービスも将来的に維持していくために、今回のこの敬老祝金の部分については、断腸の思いではありますけれども、ご理解をいただいた中でこの改正案にしたいということでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） ほかに。

10番、小田^{おだ}雅二議員。

1、10番（小田^{おだ}） 敬老祝金といえども、収入のほとんどが年金とされる高齢者にとっては、お金であって可処分所得の中の一つなのです。大事な金額なのです。それをこれだけの急激な減額。いいですか、もう一回、繰り返しますよ。これだけの急激な減額、そして高齢者側にとってはがっくり減るこの金額に対して、このことに対して、そちらに座っておられる行政の執行者の方は、断腸の思いとかも言っているけれども、気持ちはそうなのかしらんけれども、全くそうは見えない。なぜかという、行革という名のもとにほかにどんな努力をしてきたのか、そのことが見えないから私は決してこんなことは許せないと思っているのです。一体全体、このことに関してはいろいろ多岐にわたって概要的な質問はできないかもしれないけれども、一体どういった努力をしてきていたのですか、今まで。こんな、改正ではないですよ。改変、改悪、よくもまあできるなと思う。確かに、老人に聞いてみたら、役場が決めたことだから仕方がないなど、これは思ってしまうのですよ。でも、彼らの立場、そして町民の人たちの立場に立っていないこんな変更、改悪については全くもって許せない。

私はここで質問したいのは、一体全体どんな努力をしてきて、これを真っ当にこの議場に議案として持ってきているのか、そのことを教えてください。

1、議長（堀田） 答弁。

田中副町長。

1、副町長（田中） ^{おだ}小田議員のご質問に答えさせていただきます。

今まで、今回の行革、第5次でございますので、過去に行革を行ってきているわけでありましてけれども、10年前の第4次の行革、それから自主・自立プランの部分でもお話をさせていただいておりますけれども、そのときには特別職も含めた一般職員の給与の削減等々もさせていただきました。それから、港湾債の借りかえ、こういったこともさせていただきながら、なるべく住民生活に影響のあるものについての削減は見送ってきたという経緯がございます。

そういった中で、今回の第5次の行政改革の中では、将来の財政シミュレーションを行ったところ、財政収支不足が今から7年後、平成36年度には財政、収支がとれないといえますか、基金が底をつくというような状況に陥るといことがわかって、それで行革をしたわけでありましてけれども、そういった努力をしながら、その中の一つとして今回の提案をさせていただいたところであります。ご理解をよろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） ^{おだ}10番、^{おだ}小田雅二議員。

1、^{おだ}10番（小田） 何年も前から財政収支不足がどうのこうの言ってわかってきたというのであれば、ある日ばっさりこういうことにはすべきではないのではないですか。段階的に、いわゆるソフトランディング的にやるのが行政側の責任ではないですか。いや、大変だから、こればっさりやるわ、こんな9割カットをやるなんていうことは許されますか。許されるかどうかという判断の前に、この条例に基づいてお金を得ている、それはもちろん必要なお金を得ている、そういう高齢者に対して、何という言いわけをしてこういうことができるのですか。私は、段階的でもないですよ、これは。ゆっくり毎年少しずつとかというのでもない。いいですか。ある日ばっさりですよ。どうしてそんな無責任なことができるのですか。そして、その努力はしてきたのですかということで、イエスかノーかではっきり言ってください。

ちょっとこれはひど過ぎますよ。最初にこの議案の質問について旗手議員が言ったことを何回も反すうして聞いてください。わかっていないのかわ、相手側の大変な窮状ということ。そうではありませんか。それであれば、本当にわかっているのであれば、段階的な方法だとか、いろんな方法があるのではないですか。そして、正当な理由もここに持ってこられるのではないですかね。どうですか。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 今ご質問の関係につきましては、繰り返しになりますけれども、今………
（「何で段階的にやってこなかったの」の声あり）

この改正案につきましては、老人クラブのほうにも説明させていただいたという課長の説明ありましたけれども、段階的にやるという方向も考えてはありました。

ただ、過去の第4次の行革、それから自主・自立プランのときにもありましたけれども、1回自

主・自立プランの中でこの敬老祝金の部分についても再度見直しをするという計画でありましたけれども、そのときの財政状況の好転等々がありまして、その関係については見送りをしたという経過がございます。そういったこともあって、今回、この敬老祝金の条例を改正、提案をさせていただいておりますけれども、どういった努力をしてきたのかという部分については、先ほど申し上げたとおりであります。

また、高齢者に対する説明、町政懇談会、それから老人クラブへの説明等々もさせていただきました。いろんなご意見があるということは承知しておりますけれども、議員さんがおっしゃられるような方もいらっしゃいます。中には、そうではなく、やっぱり管内でもらい過ぎていたのだねというような方もいらっしゃいます。それは少数かもしれませんが、そういった意見もございます。町が財政が厳しい、緩くないときは私たちも我慢をして町に協力しなければだめだよねというご意見もいただいています。それはどういったニーズがあるかというのはあれですけども…

(不規則発言あり)

はい。そういったことで今回の提案になっておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） ほかに。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

これより議案第74号 広尾町敬老祝金条例の制定について討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

11番、旗手恵子議員、登壇願います。

1、11番（旗手） 議案第74号 広尾町敬老祝金条例の制定について反対の立場で討論を行います。

本条例は、高齢者の町民を敬い、その長寿を祝福し、社会に貢献した労をねぎらうために制定するものです。本町は、かつて老人医療費無料が有料化されたとき、健康管理手当を支給、その後、敬老祝金を支給し、見直しもありましたが、70歳になると2万円、75歳以上は2万2,000円か2万7,000円のいずれかが毎年支給され、大きな支えとなってきました。

町財政が厳しいとはいえ、高齢者の貧困率が高まっている中、平成30年度から年間4,000万円を超える削減は大き過ぎます。高齢者に不安を与えるのみならず、町内商店の売り上げにも影響が出ることは免れないものと思っております。住みなれた地域でいつまでも住み続けられるまちづくりのための施策は必要であることから、本提案に反対いたします。

1、議長（堀田） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

12番、浜頭勝議員、登壇願います。

1、12番（浜頭） 私は、議案第74号 広尾町敬老祝金条例の制定について賛成の立場で討論いたします。

本案は、本町の厳しい財政状況を十分に考慮し、第5次広尾町行政改革大綱に基づき、改定を行うものであります。

敬老祝金につきましては、昭和43年に敬老年金として制度化し、以来、支給年齢の引き下げや支給額の見直し、また、所得制限の導入、さらには平成15年度からは敬老祝金制度へと変貌を遂げながらも、町民がこぞって長寿を祝福する制度として存続してきましたが、現在では一定年齢以上の高齢者全員に対し、支給を行っているのは管内でも広尾町だけであります。今後も高齢者を含む町民に対する福祉を推進していくためにも、財政の健全化は必須であり、また、引き続き高齢者に対し町民が長寿をお祝いする制度として敬老祝金制度を存続されるためにも、ある程度の見直しは必要であると考えます。

本改正案については、町政懇談会や各団体への説明会の開催など、幅広く町民への説明を行い、一定程度のご理解をいただいているものと理解しております。見直しに当たっても、管内の平均的な支給額を確保するなど、一定の配慮も見受けられます。本町の将来を見据えたとき、提案された改正内容はやむを得ないものと考え、本条例改正案に賛成するものであります。

1、議長（堀田） これをもって討論を終了します。

これより議案第74号 広尾町敬老祝金条例の制定についてを起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食のため、休憩します。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

◎日程第12 議案第75号

1、議長（堀田） 日程第12、議案第75号 使用料等の算定方法の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第75号 使用料等の算定方法の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の

制定について提案理由を申し上げます。

本案は、使用料等における消費税の条例上の取り扱いについて現行の内税から外税へ改めるもので、第5次行政改革の取り組みの一つとして位置づけているものであります。

議案資料の3ページ、お願いいたします。

現在、消費税の課税対象となる使用料等につきましては、各条例において消費税を内税表記しています。これまで消費税導入時あるいは税率改正の際に料金の総額を据え置いてきたことにより、本体料金は実質減額となっております。消費税を受益者に適切に負担していただき、収入の確保を図るため、消費税導入前の料金に消費税相当額を加算する外税表記へ算定方法を見直すものであります。

見直しの対象となる条例は、議案資料4ページ以降に列記しております24本であります。

附則により平成30年4月1日から施行したいとするものであります。

よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 今回、従前の内税から外税に消費税を転嫁するという内容でありますけれども、1つには、いわゆる消費税法でいきますと、国、地方公共団体等に対する特例として、消費税法第60条第1項ですけれども、「国若しくは地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業又は国若しくは地方公共団体が特別会計を設けて行う事業については、当該一般会計又は特別会計ごとに一の法人が行う事業とみなして、この法律の規定を適用する。」という規定がございます。ただ、一般会計に係る部分では特例がございまして、納税義務者としての申告を要さない部分もありますけれども、本町の場合、いわゆる申告納税義務者として届けをされているのかどうか、これについてご説明をお願いしたいと思います。

それから、2点目ですけれども、同じく消費税法第60条第6項でありますけれども、「第一項の規定により一の法人が行う事業とみなされる国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業については、課税標準額に対する消費税額から控除することができる消費税額の合計額は、これらの規定にかかわらず、当該課税標準額に対する消費税額と同額とみなす。」という規定がございます。これは、平たくわかりやすく言いますと、いわゆる仮受け消費税と仮払い消費税、これが同額であるという内容のものであります。

したがって、例えば水道事業会計では平成28年度ベースでいけば326万円の消費税、仮払い消費税を納めていますし、下水道会計においても平成28年度548万円の消費税を納めておりますけれども、一般会計の部分については、従前の内税であったとしても、いわゆる仮受け消費税と仮払い消費税を同額とみなすという規定でございまして、消費税についてはゼロ税率ベースという形になっているわけでありまして、したがって、決算書を見ましても、一般会計の中に27節公課費、消費税

というような額はどこにも出てきていないわけでありますけれども、今回、内税を外税に、消費税を転嫁するというございますけれども、私の認識ではこれからも消費税の納税というのは発生しないと思うのですけれども、それについて改めてご説明いただきたいと思います。

あと、今回のいろいろな公の施設の中で使用料については内税から外税にすることなのですけれども、これは特に11月から4月まで暖房料を例えば200円とか徴していますよね。これらの部分についての消費税の取り扱いはどのようになるのかも、あわせてご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 松田総務課参事。

1、総務課参事（松田） ただいまご質問いただきました点についてご説明を申し上げます。

まず、1点目でございますが、一般会計におきまして、今、消費税の申告等が不要になっているというご説明も前崎議員からございました。地方公共団体の一般会計、それから一部の特別会計事業におきましては、この消費税法の特例によりまして、中間申告それから、確定申告、この申告の義務の規定が適用されないということになってございまして、決算においても消費税を区分はしてございませぬ。したがって、課税事業者としての登録もしていないものであります。

それから、2点目でございます。今回、条例改正により内税表記から外税表記へ変更となった場合において、今後も消費税の納付の義務は発生しないということによいかというご確認かと思いますが、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、地方公共団体も消費税法上は納税の義務者でございます。しかしながら、地方公共団体の事業活動については、公共性等が強いものであることから特例が認められてございます。先ほど前崎議員がおっしゃったとおり、仮受け消費税額から仮払い消費税額を差し引く、これがそれぞれ同額というふうにみなされるものですから、今後、外税表記に変わったとしても消費税の納付の義務は発生をしないというふうにございます。

それから、3点目でございますが、施設等におきまして11月から4月にかけて暖房料等を加算している施設がございます。これらの取り扱いについてはどうかというご質問でございますけれども、これにつきましては使用料と同様に消費税の対象となるものと考えてございます。

以上でございます。

1、議長（堀田） 4番、前崎議員。

1、4番（前崎） 先ほども申し上げましたけれども、従前は使用料等については消費税は内税ということでありましたけれども、要するに今までも消費税額は国に対しては納めていない。当然、申告納税義務者ではありませんから、納めていないから申告もしなくて済むということなのですけれども、それは内税であろうとも外税であろうとも、今後にわたっても地方公共団体の一般会計については、消費税を納める必要がないということによろしいかと思うのですけれども、一般の住民の方が、例えばこの今回の行革あるいは使用料・手数料審議会においても、そういった部分が十分認

識されているのかというふうな部分で確認したいと思うのですが、消費税のそもそもの部分なのですから、いわゆる公の施設、公共施設の使用料は、その施設のコストを回収する概念で使用料というのが条例等で定められているわけですね。そういった中には、例えば光熱水費ですとか、清掃管理委託料等、当然算入されていますけれども、加えて消費税もそのコストの一部として既に算入されていると、そういうような中でコストを回収するための使用料の設定であるという認識であります。

立正大学の浦野広明教授は、国税庁に対して自治体に対する仕入れ税額控除について照会をしておりますけれども、これについて国税庁からこういったような回答が出ております。対価性のない収入によって賄われる課税仕入れは、課税売り上げのコストを構成しないから控除する合理性がないとして、仕入れ全額控除から除外しているということでもあります。したがって、言ってみればゼロ税率、例えば水道事業会計とか下水道事業会計は、内税であっても外税であってもそれぞれの仮受け消費税あるいは仮払い消費税で仮払い消費税の算定されたものを納めていますけれども、一般会計はそういった特例のもとに納めていないということでもあります。そういった意味で、使用料に課税する合理性が見出せないというように浦野教授は話されております。当然、例えば委託料についても委託料を支払う段階で消費税も含まれていますし、そういった分がトータルでコスト計算されて使用料という一つの形を出しているわけですから、いわゆる消費税という部分では、ゼロ税率という概念だというふうに思うのです。

一方で、外税にしたことによって住民負担は今後8%、例えば再来年10月からは10%になるかもしれないけれども、そうなると住民負担が10%増えていくわけですね。ところが、私も前はちょっと認識不足だったのですが、消費税を納める立場というかな、そういう部分ではいたし方ないのですけれども、国に対して消費税を納めないのに住民からあたかも消費税という名目で集めるというのは、これはいかがなものかというふうに思うのです。そういった説明というのがどこまで徹底されているのかということも確認したいと思いますし、あと先ほど暖房料についても使用料と同じように外税で課税するというお話でしたけれども、手数料・使用料審議会、これは10月に開催しておりますけれども、この中では各それぞれ施設のホールの、例えば時間ごとの金額は明示されていますけれども、暖房料等についての記載がないのですよね。条例を見たら、使用料も暖房料も同じに併記されているものですから、それも含めてどういった形で住民に対して、あるいは審議会に対して説明されたのか、あわせてご説明いただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 松田総務課参事。

1、総務課参事（松田） まず1点目、コスト回収のための費用が既に料金に含まれているのではないかというふうなご質問であったかというふうに思います。

消費税につきまして、国内において事業者が行った資産の譲渡等については消費税を課するというふうに消費税法で定められておまして、地方公共団体の一般会計につきましては、実態として消費税を納付はしていませんけれども、消費税はいただかなければならないものというふうに、

私、認識をしてございます。

各使用料等におきまして、これまで利用者の負担額を変えないまま内税としたことによりまして、本体価格については実質減額となってきました。一方で、維持管理等に係る経費、光熱水費も含めまして、それらの経費の消費税相当分というのは一般財源で負担をすることとなっておりまして、財政的にも公平性の観点からも好ましいとは言えない実態にあるというふうに思われます。

今回提案しております見直しにつきましては、本体価格を消費税の導入前の料金とすることによって、消費税を利用する方に適切に負担をしていただき、収入の確保を図るということとあわせて、今後、消費税率が改定された際にも条例改正等を行わなくても連動して新たな税率に対応できるという、この2点に主眼を置きまして提案をさせていただいているものでございます。消費税を円滑かつ適正に転嫁をしたいというふうに考えているものでございます。

それから3点目、使用料・手数料等審議会におきまして、いわゆる使用料の資料の中に室料のみが記載されているというご指摘が今ございました。これらにつきましては、資料の各条例におきましては暖房料等その他付随する料金につきまして、併記をされておりましたり、また室料の何%、何割増しというような記載がしてございまして、さまざまでございます。それらにつきましては、全てを記載いたしますと非常に膨大な資料の量になりますので、資料の中ではあえて室料のみを掲載させていただいたものでございます。別表の中に含まれる料金につきまして全てをお受けして使用料という形でしてございますので、それらも含めて消費税の外税の対象となるということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 3回目ですから基本的にはまとめて質問いたしたいと思っておりますけれども、今の説明で、今後、消費税が上がった場合でも外税にして自動的に転嫁できる、そういう体制だというようなお話でしたけれども、先ほども言いましたけれども、これが内税であっても外税であっても、5%が8%になっても、8%が仮に10%になったとしても、広尾町は国に対して消費税は納めていないわけですから、要するに住民の利用者からは徴収するけれども、消費税と称して徴収したものを広尾町は一銭も納めていない。言ってみれば、100%町のいわゆる収益となるわけですね。ですから、先ほども言いましたけれども、本来こういった使用料というのは、ゼロ税率ベースということで考えれば、内税で考えるものであると。要するに、国に対しては納めていないわけですから、国に対しては5%になっても8%になっても、あくまでも広尾町の税率はゼロということですから、基本的には、先ほど国税庁のそういったものも紹介いたしましたけれども、本来、外税にして消費税を転嫁するものではないということが、要するに合理性がないというふうな、そういった浦野教授の見解もありますけれども、そういったことがここで言われているわけですね。

それと、住民の皆さんの反応なのですからけれども、今回の内税から外税にするということで、要するに、これからの使用料が8%分増額になるということで、私が何人かの町民の方とお話ししまし

たけれども、当然町として住民から徴収した消費税は国に対して納めているという認識なのです。実は、いや、そうではないと。いわゆる仮受け消費税と仮払い消費税は同額とみなすということで、それは納める必要はないのだという話をしたら非常に驚いていましたし、ある人はこういう言い方をしています、広尾町は何でそういうみみっちいことするのだと。要するに、広尾町の財政が大変であれば、きちっと使用料として500円を600円という、そういう形で住民に説明をお願いするのが筋でないかと。消費税を内税から外税にして消費税を転嫁する、そういうやり方は理解に苦しむという、そういう住民の方の意見もございました。

今回、使用料からそういった消費税の部分から、あるいは敬老祝金の大幅なカットから含めて、いろいろな意見がありますけれども、やっぱりそういった意味では、真摯に町民に向かって説明をしながら行政執行に協力してもらおうという姿勢が必要だというふうに思うのですけれども、理事者として今回の提案についてどのように考えているか、お答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 前崎議員のご質問であります。

まず、基本的に公共施設の使用料等に関する消費税の関係につきましては、消費税の課税対象ということでご理解をいただいているところであります。それが内税から外税に、今回の改正の部分でありますけれども、基本的には今までも内税で消費税がかかっていたということでもあります。それを今回、外税にするということで、外税にしたとしても、地方公共団体、一般会計の部分については消費税を納める義務がないのになぜ上げるのかということもございます。それにつきましては、今、参事のほうからも説明いたしましたけれども、施設の維持管理、光熱水費、それから消耗品、それから施設の改修等々、そういったものについては全て工事も含めて消費税をお支払いしているというところであります。使用料については、それを内税としていただいているということもございます。今回それを外税にさせていただくことによって、今までの部分でいきますと、例えば今まで内税で5%が8%になっても、実質的には使用料が、消費税を払ってはいませんが、5%から8%になったことによって、使用料が減っているというような、実質は減っていないのですけれども、減っているというような状況になってくるわけです。消費税が増税を5%から8%で、再来年には10%になるわけでありまして、そういったことが今後も続いてまいりますと、やっぱりその部分を消費税は当然上がっていきまして、納める分は上がってくるのですけれども、使用料としての転嫁が内税のままですと、されていないということになりますので、その分を一般会計が別なところで補填をしているというような理屈になるわけでありまして、その部分をどうしても解消したいということでの今回の提案であります。

そういったことで、10%になっても自動的になるということもございますけれども、そういうことで今回の改正をさせていただきたいというふうに思っております。先ほどからの議案の中でも申し上げておりますけれども、今後の将来的な財政負担を考慮した上での行革に基づく改正でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

1、議長（堀田） 7番、星加廣保議員。

1、7番（星加） まず、なぜ今まで内税だったものがそんなことで外税にする。そういう取り扱いにした条例を今出しているわけだけれども、なぜそうなった。今までどおりやっておけば何のことないと思いますけれども、なぜそういう内税だ、外税だ、こんなことをやるきっかけをつくっているのは、その趣旨をしっかりと説明してほしい。

それから、これも3回しかやれないから、もう一つ。そもそも歳入区分が今度は外税になると明らかに税金が別になる。そして、本手数料や使用料と区分しなければならない。そして、どこでその金を扱うかはわかりませんが、そうすると、歳入はどういう扱いをするつもりなのか。その点も教えていただきたい。

以上2点。

1、議長（堀田） 松田総務課参事。

1、総務課参事（松田） ただいまのご質問の1点目、なぜ今になって内税だったものを外税にするのかというご質問でございます。

先ほどと一部重複する説明もございますけれども、各種使用料につきまして、これまで当初消費税が導入されたときから利用者の負担額を変えないままで内税としたことによりまして、本体価格については実質減額が生じてございます。これにつきましては、一方で光熱水費ですとか、維持管理等に係る消費税については一般財源によって負担をしてございます。これは財政的にも公平性の観点からも好ましいとは言えない実態であるというふうに考えてございますけれども、当時は政策的に利用者の負担を変えないということで、そのような判断になったものというふうに考えてございます。

現在、行政改革をこれから進めるに当たりまして、大綱策定をいたしました。それに沿いまして、適切な消費税の負担、利用者の負担、それから収入の確保、それらを図るために大綱で具体的な取り組み事項として取り上げました内税を外税表記に変えるということにつきまして、今回条例を提案させていただいて取り組みたいとするものでございます。

それからもう一点、2点目でございますけれども、今回、外税表記にして税額を明らかにすることによって歳入の区分を分けるのかというご質問でございますけれども、現在、使用料等につきまして消費税を内税としておりますので、条例には消費税を含む総額が定められておりまして、その内訳として既に消費税はいただいておりますということになっております。改正後は外税として別途加算させていただくこととなりますけれども、利用者に対しては総額で当然請求をさせていただくこととなりますし、これまで同様にその施設、利用施設等の維持管理費などに充当されるということになるかと思っております。決算におきましても、これまで同様に消費税分を区分することなく、決算の方法については今後も変わりはないものというふうに考えてございます。

以上です。

1、議長（堀田） 7番、星加廣保議員。

1、7番（星加） まことにすばらしい答弁をしているようですけれども、私は、財政上、消費者から税金を預かった。それも本手数料や使用料と同じ科目で預かる、そういうことはまかりならんと言っているのですよ。税金ですから、歳入する科目を別にしなさい。別になるのが当然だろう。どうですか。

要するに、預かり金なら預かり金でもいいけれども、本手数料や使用料とごっちゃにして、外税も内税だったときも同じだ、そんなことはあり得ないの。税金ですから、片方は。今度は明らかに8%の税金を取る、預かる。それが最終的に町の財政を潤すことになったとしても、財政区分は、歳入区分はいかなる区分をするのですかと尋ねているの。それに対してはつきり答弁してほしいの。

税金、あんだ、本税と一緒にして、今度は外税ですから、明らかになるのですね。今までは内税ごちゃごちゃだから、どこからどうだと。過去のことは過去のことで追及したってしようがありませんから、今これから改正しようとする問題について明らかに外税で住民から負担を強いるわけですから、それは歳入区分はどこに預かるのだ。それを聞いているの。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 星加議員のご質問に端的にお答えをさせていただきます。

まず、内税から外税にする理由でありますけれども、先ほど参事のほうからもご説明をさせていただきました。簡単に申し上げますと、施設の使用に関しましては、維持補修等々維持管理につきまして、消費税が当然外税で課されているわけであります。使用料につきましては、先ほども申し上げましたが、今までは内税でいただいていたということで、今までも使用料の中には税金、消費税が含まれていたということでありまして。それは内税でありますけれども、消費税が含まれていたということでありまして。

今度は、その部分について外税でいただくということで、その処理をどうするのかと、会計区分はどうするのかということでありましてけれども、今まで同様、使用料の会計科目の中で、例えば4,000円の使用料をいただく場合であれば、その8%、320円を含めた4,320円を使用料の収入として受けると、歳入するということになるというふうになります。でありますから、今までと考え方については変わっておりませんで、消費税の表記の仕方を内税から外税に変えさせていただくということの今回の改正でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 7番、星加廣保議員。

1、7番（星加） 説明するほうだから、それで十分納得すると思っているかもしれない。本税で、

要するに、手数料・使用料が賄い切らないものであれば、それを値上げすればいいのだ。どさくさに紛れて税金をひったくって値上げしたのではないのだよと、こういうようなまやかしは、言葉は悪いけれども、詐欺行為だよ。そう思わないかい。税金を徴収するのだよ。だから、私は、今度は外税だからはっきりするから、それは預かり金で預かるのかどうかは別として、財政上の歳入歳出の区分として明らかにしなければならないと言っているのですよ。それを、あなた、いろいろ費用がかかるとか。費用がかかるのであれば、本当の使用料・手数料を値上げすればいいのだ。どさくさに紛れて外税で税金を取って、それをポケットしてしまうと、そんなことあり得ない。だから、私は、はっきり預かり金で歳入区分ではどこの科目に預かるのですかと聞いているのだ。単純なのだ。それを本手数料や使用料にかかるからどうのこうのとへ理屈を言われても困る。税金ですから。その税金は、とりあえずどこで歳入するのですかと、そう聞いているのですよ。まず、預かり金とか、別項目にならないかい。同じところで歳入していいかい。違うのではないの。そのことを私は聞いているの。どうですか。もう一回明解に理屈を言わないで、消費税の外税ですから、明らかにする。その分をどうやって財政上の歳入歳出に区分して入れておくのですかと聞いているの。はっきり言ってくれ。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） いろいろご意見をいただいているところであります。今回、外税にして新たな税をいただくということではございません。消費税法によりまして、一部除外をする部分を除いては、全ての消費税を納めることになっているのです。これまでも使用料等について消費税をいただいています。それは内税としていただいているのです。100円をいただければ、92円ぐらいが使用料で8円が消費税として今までもいただいています。だから、これからは100円のは108円として外税としていただくのですよということでもありますから、会計上も今まで100円のうちに入っていましたけれども、税としていただいています。これからは外税としていただくわけですから、会計上何ら今までと変わらないということでもございますので、よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） ほかに。

11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 今のやりとりを聞いていて、やっぱり町民に、では、どういうふうに説明するのですかということが問われると思うのですよ。今までも消費税が含まれて使用料としてもらっていたわけですね。今回はそれを外税にすると。仕入れにかかったものにも消費税はかかっていたわけだから、その分は外税としてきちんともらうようにしますということを今説明していると思うのです。ところが、外税としてもらった消費税は税務署に納めなくてもいいのですよということまで町民にきちんと説明されるということですか。

町民の方は使用料が上がりましたというと、あ、使用料が上がったのかと、その中に消費税も含

まれているのだなということは理解すると思うのですが、外税になった場合には、結局、支払う金額が大きくなると。だけれども、その外税になった分は税務署に納めないのに町は取るようになったと。何か変でないかというふうに、素人考えでいったら当然思うと思うのです。そこについては、やっぱり今、先に質疑のあった人たちが言っているように、何となくごまかしているように映ると思うのです。税制上のちょっとやっかいな問題がありますから、そういう手法をとるのだろうなということはわかりますけれども、でも町民に対しては税務署に払わなくてもいい消費税分を値上げするのですよと。だから、使用料を引き上げしますと言ったほうが説明は通ると思うのです。どうですか。そういうことは検討されなかったのでしょうか。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 旗手議員さんからのご質問であります。

何回も同じことの繰り返しになるのですけれども、消費税を今回から外税でいただくということで、例えば100円のものに8円をプラスしてもらおう。その分の8円についてはどうするのと。それは今おっしゃられたように税務署に納めるわけではありませんから、実質的に使用料の値上げと同じような効果になるというふうに思います。

それは税務署には納めないのですけれども、先ほども申し上げました、100円で例えば重油を入れたときに108円を払っているわけですね。その108円を払うために、それと比較できないのですけれども、例えば使用料を今までの内税のままにしていると、実質的には値下げになっていますので、それを補うための部分については、一般会計というか、違うものでもってその分補填しているという形になると思うのですね。一つのもので比較ができないものですから、うまく言いあらわさせませんけれども、例えば100円のものを買って108円を払ったと。町民の方からは100円の使用料をいただいて108円をいただいたと。その8円同士は税務署には納めないですけれども、仕入れをしたことによってその8円は相殺されるわけですよ、それはご理解をいただいていると思うのですけれども。そういったことで、一般会計では納税はしないのですけれども、納税したのと同じようなことで、先ほど前崎議員もおっしゃられたように、同額とみなすのだよと、仮受けと仮払いは同じで、それで納める必要がないのですよという法律になっているのですね。それを厳密に、では本当に払った消費税と内税でもらっている消費税とずっと計算していったら本当に同額になるのかということ、多分そうではないと思うのですけれども、そこが細かい計算をしていると際限のない話になりますので、そこは法律で同額でいいですよという法律上の定めになっているところであります。

そういったことも含めて検討しなかったのかということでもありますけれども、この消費税の部分については、今申し上げましたように、そういったことで実質値下げになっている部分について町民のご理解をいただいて、今回消費税の部分について実質値上げということになるのですけれども、ご意見をいただいたように、正当なと言ったら変ですけれども、おっしゃられるように使用料を値上げして今までどおり内税ということも考えましたけれども、これからどうなるかわかりませんが、消費税がまた値上げをとということが10%ということも言われております。そういったこと

も考慮して、今回、外税でということでの提案をさせていただきました。

何とぞご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） ほかに、いいですか。

（「なし」の声あり）

別になければ、質疑を終結します。

これより議案第75号 使用料等の算定方法の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

4番、前崎茂議員、登壇願います。

1、4番（前崎） 議案第75号 使用料等の算定方法の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について反対討論を行います。

今回の条例制定の提案は、本町のコミュニティセンター、集会所、児童館、寿の家等々、公共施設の使用料に係る消費税を外税にして転嫁するものであります。公の施設の使用料はその施設のコストを回収する概念であることから、消費税そのものも、もともとコストに含まれているものと解釈するものであります。

加えて、仮受け消費税と仮払い消費税は同額であることから、使用料に課税する合理性がないとしております。内税から外税にしても広尾町は国に対し消費税を1円も納めないものであり、外税にする意味が極めて希薄であります。住民に対し真摯に向き合う姿勢が求められるところであります。

よって、本案に反対をいたします。

1、議長（堀田） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

12番、浜頭勝議員、登壇願います。

1、12番（浜頭） 私は、議案第75号 使用料等の算定方法の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について賛成の立場で討論いたします。

消費税の課税対象である使用料等については、現在、内税としておりますが、消費税の導入当初から利用者の負担額を変えないまま内税としたことにより、本体価格は実質値下げとなっております。

一方で、施設の維持管理等に係る経費の消費税相当分は一般財源で負担をしており、財政的にも公平性の観点からも好ましくない実態にあります。今回の見直しは、第5次行政改革大綱に基づき、消費税を利用する者に適切に負担していただくことによって、収入の確保を図るものであり、本町の厳しい財政状況を考慮すれば、やむを得ないものと考え、本案に賛成するものであります。

1、議長（堀田） これをもって討論を終了します。

これより議案第75号 使用料等の算定方法の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員は起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第76号

1、議長（堀田） 日程第13、議案第76号 広尾町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第76号 広尾町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

議案資料20ページであります。

本案は、現行の住民票や戸籍附票の写し等の交付及び閲覧並びに印鑑登録証の交付に係る手数料を1件200円から300円に見直すほか、図面閲覧手数料、公簿、公文書または図面の謄抄本の交付手数料等について、それぞれ管内平均並みの手数料に改めるものであります。

議案資料22ページをお願いいたします。

第4条の改正につきましては、現在も実費徴収している各種証明書の郵便等による交付の際に係る送料について法務局からの指導により、これを明文化するものであります。

また、第5条においては、手数料を免除する場合として法令の規定による無料の取り扱いを追加するものであります。

附則により、平成30年4月1日から施行したいとするものであります。よろしく願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

休憩します。

午後 1時49分 休憩

午後 2時05分 再開

再開します。

これより議案第76号に対する質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第76号 広尾町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第77号

1、議長(堀田) 日程第14、議案第77号 広尾町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第77号 広尾町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

議案資料は、23ページであります。

本案は老人福祉センターの公衆浴場使用料の取り扱いについて、現在の大人の浴場使用料「300円」を「440円」に、回数券11枚つづりについては「3,000円」を「4,400円」に見直すものであります。これは北海道の公衆浴場入浴料金の統制額と同額であり、管内他町村の公衆浴場においても同様の料金体系となっております。

また、高齢者や子どもの入浴料金は、社会福祉の推進の目的もあることから、見直しは行わないものであります。

附則によりまして平成30年4月1日から施行したいとするものであります。

よろしくお願いを申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番(前崎) まず、この老人福祉センターの公衆浴場の関係ですけれども、毎年度決算で利用者数の数字については出されておりますけれども、平成19年度から28年度までのいわゆる大人の利用者数の推移、それとあわせて、高齢者70歳以上、これは今、平成19年度から100円を徴してい

ますけれども、70歳以上の高齢者の利用状況、これについて19年度から28年度まであわせてご説明
いただきたいと思います。

それから、本年8月に議員協議会で示されました第5次広尾町行政改革大綱の説明資料の中で、
この15ページに老人福祉センター浴場使用料、現行300円を440円に引き上げると。そのことによっ
て80万7,000円の増額という形で示されておりますけれども、この80万7,000円の積算根拠、例えば
1日券440円の券が何人、それから中には回数券を利用されて来る方がおりますので、その回数券
で利用される方が何人、トータル何名の大人の利用を見込んでいるのか、それについてご説明いた
だきたいと思います。

それと、先ほどの町長の提案理由の中で、大人の使用料については北海道が制定する公衆浴場入
浴料金の統制額、上限額に合わせると、他の町村も同様な取り扱いをしているというような提案説
明でありましたけれども、十勝管内に町営のいわゆる公衆浴場は9か所ございますけれども、それ
ぞれの大人の利用料金、これが幾らになっているのかご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 山崎保健福祉課長。

1、保健福祉課長（山崎） まず、1点目の利用者数の関係でございます。

まず、平成19年度からの大人の利用者数であります。平成19年度8,092名、20年度8,461名、21年
度8,741名、22年度8,787名、23年度7,568名、24年度7,347名、25年度7,280名、26年度6,140名、27
年度5,835名、28年度5,261名となっております。

それと、利用者数の70歳以上のものなのですが、これ70歳以上と、老人クラブのほうと合わせた
ものではなくて、70歳の人数だけでよろしかったでしょうか。

（「合わせて……」の声あり）

合わせてもよろしいですか。

19年度が1万4,860名、20年度が1万2,223名、21年度1万1,347名、22年度が1万2,047名、24年
度が1万1,459名、25年度が1万1,209名、26年度1万90名、27年度1万1,036名、28年度が1万846
名となっております。

その次が、大綱時点でご説明申し上げました80万7,000円の内訳でございますが、申しわけあり
ません。27年度の実績に基づく推計でございますが、ちょっと内訳、今、手元にございませぬので、
後ほどご説明したいと思います。

次に、統制額の状況でございます。こちらにつきましては、今年の1月、2月時点で調査した金
額になっておりますが、管内の町村営の公衆浴場の部分でありまして、440円で設定しております
のが3か所、420円が1か所、400円が1か所、380円が1か所、370円が1か所、200円が1か所、
合計8か所でございます。

以上でございます。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） まず、公衆浴場の利用者数でありますけれども、この10年間で2,800人程度減少しているという形になっておりますし、高齢者についても約5,000人近くのマイナスという形で、年々減少傾向にあるわけであります。

それで、1つは、先ほど27年度の5,835人の数値をもとに算出をされたということでもありますけれども、先ほど言いましたように、例えば平成22年度の8,787人から28年度の5,261人、これだけ見ても、3,500人ぐらい減っているわけですね。加えて、例えば平成18年度まで、例えば老人クラブあるいは70歳以上の高齢者、これは無料でした。この間の平成18年度の高齢者の利用者というのは1万8,113人いたのですね、無料での利用者。これが平成19年度100円、それぞれ徴収するということで、先ほどの説明では1万4,860人ということでもあります。3,000人以上利用者が減っているということでもあります。

したがって、今回80万7,000円がこの引き上げによって増収するという試算をしておりますけれども、明らかに27年度の5,835人から見ても28年度は5,261人ということで、600人弱もう既に単年度で減っているのですよね。6年間でもさっき言った3,500人程度減っておりますし、利用者が年々減少傾向にある中で、例えばさらに料金を引き上げることによって、利用者はさらに減るだろうと。そうすると、平成30年度この推移で推計しますと、利用者も4,500人以下になるのではないかということなのですよ。そうすると、この80万7,000円の増収見込みが実際は55万円程度の増収見込みにとどまるということが推計されるのですけれども、この点どのように算定されたのか、もう一度ご説明いただきたいと思えます。

それから、管内の状況でありますけれども、公衆浴場の統制額、限度額440円でありますけれども、中身的に十勝管内でも限度額の440円にしているのが3町村あるいは400円以下の町村も過半あるわけですが、問題は公衆浴場の質というか、中身の問題なのですから、例えば多くのところで温泉、いわゆる公衆浴場でありますけれども温泉である、それから当然サウナがある、それから露天風呂もある、こういった浴場も町村営の公衆浴場でも現にあります。例えば更別村の福祉の里温泉、ここもいわゆる露天風呂からサウナから、サウナになおかつテレビを設置されて、村民以外でも中札内の村民の方も利用されているという形でやっております。ここは400円でやっていますし、それから上士幌ふれあいプラザ、これも温泉でサウナ、それから新得町の公衆浴場も、これは温泉という形で、全てではないですが、そういった温浴施設という形で整備されていますし、あるいは鹿追のトリムセンター、ここはフィットネスの部屋がありまして、当然指導者もついております。主にとにかく、そういったフィットネスを利用された方が帰りに公衆浴場を利用するとかという形で、複合的な施設で施設内容も整備されているという部分では、広尾含めて9か所の町村営の公衆浴場の中で、多分私の知る範囲では露天風呂もない、サウナもない、特にそれほど広くないといえますか、それは多分広尾と大樹が同レベルかなというふうに思います。大樹はちなみに200円で今現在も町民の方に負担していただいておりますけれども、そういった意味で町民の理解を得られるかなというふうに疑問を持つわけでもあります。とりわけ、入浴というのは日々の生活の中で、基本的には毎日利用される施設でありますので、そういった意味では、いわゆる他の

町村の施設についてはリラクゼーションとか、単なる入浴行為ではないという、心身ともにリフレッシュする、そういった意味合いもあろうかと思うのですけれども、本町はそういった部分では当然他の施設から比較をしないとないわけですから、ただ、料金だけ道の定めた上限に合わせるということでもありますけれども、なかなかそういう部分では町民の理解を得られるのは難しいと思うのですが、その点についてご答弁をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 答弁。

山崎保健福祉課長。

1、保健福祉課長（山崎） まず、答弁の前に、先に1点目の質問でありました80万7,000円の内訳の部分について説明させていただきます。

27年度実績の数字でございます。大人につきまして4,697名、回数券の部分で107名であります。これをもとに計算いたしまして、80万7,000円となっております。これは毎年決算の報告のほうで利用者数、成果報告させていただいておりますが、こちらの利用者の人数と回数券の人数につきましては、回数券、どうしても券で売って、それを利用するという関係で、タイムラグが発生しておりますので、必ずしもイコールとはなってございません。

再質問の関係でございます。

まず、利用者の部分、確かに議員さんおっしゃられますとおり、年々減少となってきております。

また、質の問題という点、確かにございます。今施設につきましては、老人福祉センター自体、昭和49年建設という施設でもありますし、公衆浴場部分につきましては平成3年、その老人福祉センターに増築という形で開設したものでございます。

今回、料金の見直しの部分につきましては、平成3年に開設した当時から北海道統制額、その当時300円で行ってまいりました。その額から今まで一切見直しを行っていないという状況もございます。また、老人福祉センターに増築いたしました経緯といたしましても、町内の公衆浴場廃止になったことから、公衆浴場を併設して町民に開放して現在に至っている部分もございますので、議員さんのご質問あったとおり、温泉であったり、また、サウナ、露天風呂という施設につきましても、質という部分、確かに満たしていない部分はあるかと思えます。

ただ、運営している部分、どうしてもコスト的な管理費の部分がかかっている現状もございます。年間、平成19年から28年度、平均いたしますと、およそ850万円、900万円の後半程度の管理運営費がかかっている部分もございますので、一定程度の料金の見直し必要という結果に至りまして、今回提案させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） まず、1点目の平成27年度の数字をもとに試算したということですがけれども、28年度、明らかに減少していますよね。過去10年間見てもだんだんと減ってきて4,000人近く、3,0

00人以上マイナスになってきていると。料金を上げることによって、さらに減るということですから、そのことについての説明が、ただ27年度の数字をもとに試算をしたというだけで、私の質問に対しては説明していないので、再度説明していただきたいと思うのですけれども。要するに、開設してからしばらく料金の見直しをしていないから見直しをしたという、でもこれはあくまでも政策的なことです、事務的に見直しをする部分ではないので、私は担当課長がそういうもので答える部分ではないというふうに、先ほども言いましたけれども。

それともう一つ、例えば町村営も含めてこの南十勝で、忠類のアルコ236ですか、ここは今年の6月ぐらいだと思うのですけれども、露天風呂は既に1か所ありましたけれども、それをさらにリニューアルして、増設をして2か所の露天風呂を設置しております。それとあわせて、広尾町の場合は回数券11回で4,400円、1回当たり400円ですよ。晩成温泉もそうなのですけれども、忠類のアルコ236は1回の入浴500円なのです。ところが、36回券というのがありまして、これは1万2,000円なのです。1枚当たり333円だったかな。それと、あわせて先月からなのですけれども、期間限定ですけれども、50枚つづりを1万5,000円で販売しております。ですから、1回当たり300円です。忠類は、ご承知のとおり温泉でサウナもあって露天風呂が2か所あって、そういった中で、今、入浴者数が前年対比で増加しているということなのです。広尾町、洗い場しなくて440円、回数券も1回400円なら、私は300円の忠類に多くの方が行くと思うのです。

先ほど言ったように、お風呂というのは、ただ入浴行為ではなくて、精神的な心身ともにリフレッシュをするという意味合いとか、特に温泉浴は健康にもいいというふうに言われておりますけれども、そういったことを考えると、何か先ほどの説明だったら、しばらくしてないから見直しをしましたと。何かやり方とか、手法が余りにも画一的といいましょうか、事務的といいましょうか、私は住民の皆さんが毎日入っていただく公衆浴場という意味合いから見れば、そういったことを含めてもう少し住民に寄り添った考え方といいますか、そういったことを求めたいというふうに思うのです。

私は今言ったように、私も以前、広尾町の公衆浴場、何回か入ったことがありますけれども、洗い場も5、6か所しなくて狭いですし、そういった意味では他の公衆浴場とは全然もう施設整備的には、本当に家庭風呂の延長線上といいますか、そういう意味合いが私は多いかなと思うのです。そういった意味では、料金にふさわしい施設整備とか何かあれば別ですけれども、そうでない中で料金だけ引き上げるということについては、私は町民の理解を得られないというふうに思うのですけれども、その点についてご答弁いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 3回目の質問でありますので、最後に答えさせていただきます。

管内の公衆浴場と比べて、料金の関係についても440円、北海道の統制額と同じというのはいかなものかというようなご質問であります。確かに本町の公衆浴場、浴槽も少ないですし、洗い場も狭いですしということでのご質問だというふうに思いますけれども、先ほど来、同じ答えになっ

てしまうわけでありまして、そこら辺の部分を当然考慮すれば、今、議員さんがおっしゃったようなことになるかと思っておりますけれども、最終的に同じ答えでありますけれども、町のこれからの財政状況を鑑みれば、今回の値上げについて町民の皆さんにご理解をいただかなければならないという状況になったということでありまして、今ご質問するあった部分については確かにそのとおりだというふうに思います。そこを何とかご理解をいただいて今回の部分でお願いしたいということでもありますので、どうかご理解をいただきたいというふうに思います。

大人の入浴者が平成19年から現在まで3,500人程度減っているということでもありますけれども、いろんな要因があるのだというふうに思っておりますけれども、1つには家庭の風呂が充実してきた、そういうこともあるのでしようし、いろんな要因があるとは思っておりますけれども、そういった部分で、値上げをすることによって減るのではないかとということも懸念はされます。されますけれども、今、試算をした中で、例えば80万円程度の増額を見込んでおりますけれども、これが利用者が少なくなるということであれば、当然その増額部分については50万円程度、今、議員さんがおっしゃったようなことになるかもしれません。それは別なところでまた考えさせていただきたいのですけれども、70歳以上の高齢者の部分、平成19年度に1万4,860人いて、今1万人程度というところがあります。この部分につきましては、本来の老人福祉センター浴場の趣旨である部分、これを十分踏まえて、今後もこの100円の部分については維持をしていきたいと、そういうことも踏まえて、この大人の料金については今回の料金の改定で値上げをさせていただきたいというふうに考えております。

どうかご理解をいただきますようによろしくお願いいたします。

(「議長」の声あり)

(「4度目だ」の声あり)

1、議長（堀田） 4度目の質疑発言要求であります、それを却下いたします。

ほかに。

10番、^{おだ}小田雅二議員。

1、10番（^{おだ}小田） 基本的には、基本的も何も公共料金の値上げということについては、やはりきちっとした正当な理由と、その値上げ幅についても妥当な割合というものが当然、当たり前ですけれども明確にされなければいけないと思うのですけれども、まず理由なのですけれども、財政が逼迫してきたから上げるという非常に簡単な論理を振りかざしてはいますけれども、先ほどの質問、つまり高齢者に対する年金のことと同じような論理を私はここでまた述べなくてはいけないと思うのですけれども、いろいろ努力してきてほかに、このくらいと言ったらあれですけれども、このあたりの金額については、どこかで予算を厳しく見詰めて減額していくことで、できない金額では私はないと思うのです。それを、押しなべて全てにわたって、行革ですという旗のもとに、はい、これもあれもということのように見えるのですけれども、これはやっぱり余りにも住民のこういう生活に密着した公共料金まで、ただ画一的にやっていくというのは、本当に腹立たしく私は感じます。

そして、値上げの幅ですけれども、回数券でないものについては300円から440円ということで、

最初の300円に対して47%なら、ほぼ5割ですよ。5割アップという公共料金の値上げということに対して、これについてはやはりここにいる人たち全て甘い考えを私は持っていると思うのですけれども、ほとんど利用しない人は100円、200円という感覚かもしれないけれども、しょっちゅう使っている人にしてみれば、5割アップというのは大きいですよ。これには5割アップなら5割アップなりのきちとした理由が私は求められるし、住民も納得できるパーセンテージでなければいけないと思うのですけれども、今、前崎議員が述べたように、ほかのこういう施設と比べて、トップの統制額までいける額の施設かどうかということを考えた場合、無理ですよ。まず、この無理であるか無理でないかだけは、これきちっと言ってください。統制額があるのだからここまでいきなさい、これはないでしょう。これはやっぱり許せないですよ。

そして、ほかの、大樹の200円という一番下のラインもあるけれども、440円というラインも3件だけでしょう。そこに肩を並べるほどの施設、肩を並べるほどの新しさ、施設の充実度と考えた場合、全然ならないですよ。なりますというのなら、はっきりなりますと言ってください。やはり分相応の価格設定をしないで、ただ統制額がありますからこれですと、こんな論理ないでしょう。使う人の立場に立っていないのさ。ほとんどの人が使っていないわけでしょう、このところ。だから、そういう感覚になるのではないですか。やはり住民を無視しているのは明らかだと思うのですけれども、その辺もきちっと、いや、そんなことない、無視していないと言うのであれば、その理由をきちっと述べてください。甘い、余りにも簡単に設定をして、簡単に議案で持ってきている、そういうふうに見えなくはないですか。まず、そのことをしっかりと答えてください。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 行政改革にかかわる議案をそれぞれ提出しているところであります。先ほどの敬老祝金もそうでありますし、これからも料金改定について提案をしているところであります。ぜひ、この行政改革を第5次でつくらざるを得なかったこと、2月に始まりまして今日まで議員協議会を数回重ねて説明したことを思い起こしていただければというふうに思っております。どうしてこういうことになったかという背景、ぜひ議員に思い起こしていただければというふうに思っているところであります。

第5次のまちづくり推進計画を立てるときに、実施計画で第3期を見直したときに、7年後には立ち行かなくなるということを説明申し上げました。では、今までどうだったのかというと、その前の3年前の見直しのときにも厳しい状況があったのですけれども、それ以降、人口減少、特に国勢調査がありました。そして、人口減少であります。それから、制度的な交付税の減少、これもありました。それを鑑みて、今年の2月に第3期の実施計画を策定したときに、どうも7年後には財政破綻に陥るというところで行政改革に取り組んだところであります。

あと、支出の面では、どうしても時代の背景があって、やらざるを得ないことがたくさん出てきました。子どもの医療費、多くの議員さん、提案があって、中学校まで無料にいたしました。子どもの保育所の第3子無料化、2子半額、それから高校存続、こういったことも次から次と、やっぱ

り時代に合ったことをやらなければならない。そうすると当然、財政が破綻に向かっていく。これはもう私が言うまでもないことでもあります。そうすることによって、これから広尾町、10年、20年後しっかりと守るためにも行政改革大綱というのをつくり上げたわけであります。

そこで、住民の方にやはり、大変申しわけないのですけれども、ご協力をいただくこと、それから事業の見直しを行うこと等々つくり上げたわけであります。これとて、大変これを実行していくには、相当な痛みが伴うわけでありまして、しっかりと職員ともども遂行していきたいというふうに思っているところであります。その一環として、個々の条例の議案の内容、祝い金もそうですし、今回のこともそうですけれども、個々のことを詰めていけば、そのとおりだというふうに思っていますけれども、総体的にこれからの広尾町どうするのだというところ、ぜひその立場に立っていただければというふうに思っております。大変住民の方に負担を伴う、大変痛みを伴うこと、多々あるわけでありますが、その時代背景によることも含めて、これからの広尾町を考えると、ぜひご理解をいただければというふうに思っているところであります。

本当に、住民説明会も開きました。それぞれ団体の方も対象に開きました。その中でも私も本当に皆様に申しわけないということ、大変皆さん方におわびをしながら訴えてきたわけでありますが、押しなべて皆さん方、苦しいときには俺たちも我慢するという声もいただきましたし、ほかの町村では、12年前に三位一体改革で厳しい財政状況のときに住民負担を求めました。広尾町は、でも頑張るのだというところで、住民負担をほとんど求めないで今日まで参りました。前町長の功績で借りかえる制度、国を動かしました。そして、議員さんはじめ職員の給料の削減も、それぞれやったわけであります。そういった努力をしても、やはりやらなければならないことが発生するわけでありますから、そういった面で行政改革をしっかりとやるのが、これからの広尾町をつくるわけであります。

個々のいろんな課題、たくさん指摘のとおりだというふうに思っております。ぜひ、議員はじめ町民の皆様方にそういったことをご理解いただいて、ともにこれからの広尾町をつくっていききたいなというふうに思っておりますので、特段のご理解よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 10番、小田^{おだ}雅二議員。

1、10番（小田^{おだ}） 町長、今、総論的な、つまりいわゆる予算がこういうふうになって、こういう緊縮財政のもとに、行革をもとにいろいろ値上げしていかなくてはいけない理由をとうとうと述べられました。その前に、私が質問する前に、先ほどの非常に細かいことだけれども、分相応の施設に対して、そのままトップの440円の統制額までいけるといふこと、このちょっと見逃したくない、これは私、確認なのです。大きな行革のもとに値上げしていかなくてはいけないのだから、はい、これもこれもということで、そこの安易さなのです。やはりこの施設に対する入場料としての価値観をどうしても求められなければ、これはそういう施設なのだから、その古さ、ほかと比べて余りにもひどいのだから、それはトップのレベルまでやるということ自体は、言葉非常に悪いけれども、住民をなめているというふうに言われますよ。甘い。すごく甘い。甘いからなめるのだ

ろうけれども、冗談でないよ。

そして、今、町長は、いろいろ人口減少、あといろんな政策で、福祉、教育、いろんなことで予算の組み替えとまで言っているのかわからないけれども、ことを言ったけれども、何か自然災害みたいなことを言っているのだね。冗談でないよ。ここに、この町で暮らしていくのだよ。そして、言葉は悪いけれども、暮らさざるを得ないのだよ。そういうときに、安易に、はい、値上げですというような、そういう感覚がもう見え見えですよ。

そして、ほかの予算についてまで私は述べないけれども、予算というのは、これ1つだけではなくて、ほかとの絡みも当然あるわけだけれども、前の議会でも非常に4,000万円も5,000万円も委託費を非常に曖昧な形で使っていることが露呈されて、かつ町も今後1回やったこと、2回やったこと、同じような事業であれば見直して、いわゆる町職員の経験値に基づいた仕事で何とかこの委託料も減らしていけば、この辺の金額なんかは私は努力次第でできると思いますよ。できないと思いますか。無理なのですか。そういう感覚がない限り、だから私はこのそれぞれの値上げなど、あるいは年金のほぼ廃止みたいなもの、こういうことについては認められないと言っているのですよ。そういう努力、どこで見られるのか。見られないの。だから、言っているのですよ。私は、ギブ・アンド・テークですよ。フィフティ・フィフティで、こっちが削ったらこっちがやる。ただ厳しいからと、足りないから上げられるものをどんどん上げていく。そんなことが許されますか。議会としても許せるはずがないでしょう、本当は。ただイエスマン議会で、何でも通せると思ったら大変な話ですよ。そのこともきちっと述べてください。

それと、さっきの値するかどうかの、この300円と440円の、これが安易でなくて何なのか、はっきり答えてください。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 町の財政というよりも、町全体を預かる者として、責任を持って広尾町が今後も広尾町であり続けるための責任を私は持っております。それゆえに今後の将来を見通したときに、どうすべきかというところの提案をさせていただいているところであります。ぜひ、そのところ、ご理解をいただければというふうに思っております。

あれもだめだ、これもだめだ、町民目線に立って町民のことを考えていない等々おっしゃられましたけれども、しからは、限られた財政で限られた収入で、さらに支出が伸びるであろう今後の情勢によってどうやって財政運営をしていけばいいのか、私には責任がありますから、あえて住民の方に、厳しいですけれども、ご協力をいただく、嫌われることもやらなければいけない、そういう立場にあるのがこの職であります。ぜひ、議員も町財政にしっかり責任を持つ立場の一人としてご理解をいただければと思っております。

440円とその見合う部分についてご説明申し上げれば、確かにほかの施設と比べれば到底比較にならないほど見劣りするもの、十分認識をしております。しかし、現在の福祉センターの公衆浴場、収支を見れば大赤字であります。この赤字の部分は住民サービスとして今まで一般会計で手当てを

してやっているわけであります。そこのところの限界、これはここの部分だけでなく、ほかのほうもそうなるわけであります。やはりサービスというのは、割り勘でありますから、割り勘がやはりどの程度のものが必要なのかということも住民の皆様方にぜひご理解をいただいて、協力をしていただいて乗り切っていきたい、このように思っているところであります。

いろいろ住民説明会をしましたけれども、実際来年の4月から多くのものが事業が廃止になったり、値上げになったりするわけでありますから、そのときにまた住民の方々にいろんな思いが出てくるのだというふうに思っておりますけれども、しっかりそこはまた丁寧に説明をしながら、これからの広尾町のためにというところ、しっかり対策を講じて進んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 暫時休憩します。

午後 2時49分 休憩

午後 2時51分 再開

再開します。

ほかに。

11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 町長の今の答弁の中で、あれもだめ、これもだめということがありましたけれども、私はあれもだめ、これもだめというふうには思っておりません。必要なことであれば、それは料金改定、増額になる、増税になることであっても、きょうのこの議題の中でも賛成している部分もありますし。ですから、本当にやむなく賛成するところもあります。でも、町民の立場に立って、ここはどうしても納得できないという部分については、質疑をさせていただいて判断をしているつもりなのです。ですから、お互いに決めつけ合うということではなく、やはり疑義をただしていくというふうにやっていかないとだめだなというふうに思うのです。

今のやりとりを聞いている中で、建物が古くなっていく、そして設備も全く違うのに、例えば忠類の回数券よりも広尾の回数券が1回当たりが高くなるというのは、これはどう考えてもやっぱり不合理ではないかなというふうに思うのです。ですから、そういうところを本当にわかっていてそういう提案をしているのか、それともそこまで考えないで、ほかと比べないで提案をしたことなのか、その辺もお示しいただきたいと思うのですけれども、私はやっぱり忠類、広尾から忠類の温泉に通っている人もいますよね。その人たちのことを考えたときに、広尾がさらにそれより高いということになったら、やっぱり行かないというふうになるのではないかなと。利用者減にそのことがつながるのではないかなということを懸念しますので、この回数券の部分だけでも見直すとか、そういうことをできないものなのかどうか、改めてお聞かせいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 先ほどの答弁であれもこれもという表現をいたしましたけれども、訂正をさせていただいて、しっかりと議員の皆様方と議論を町民のためにしていきたいというふうに思っているところでもあります。

料金の問題でありますけれども、当然、料金値上げについては、それぞれの施設、他の施設について比較もして、考え方も入れたところでもあります。しかしながら、公衆浴場全体の運営、コストの問題等々からいって、比較すれば、当然比較できるものではないのですけれども、うちの公衆浴場を見た場合に、やはり料金改定に踏み込まざるを得ないというところでもあります。当然、政策的なもので300円から値上げをせず至今日まで来た責任もあるのですけれども、やはりその都度その都度コストを見たときに、住民負担を求めること、求めるときには求めなければだめだなどという反省点もあります。それは、ほかの部分についてもそうであります。ですから、今回ずっと据え置いた結果、ほかの議員がおっしゃったように、上げ幅が大きくなったというところでもあります。これも段階的にやりたいですけれども、7年先に基金がなくなるという喫緊の課題があるわけでありますから、本当に住民の方には申しわけありませんけれども、ぜひその効果を早く出しながら財政再建に向けて取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、議員の皆様方に特段のご理解、よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これより議案第77号 広尾町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

4番、前崎茂議員、登壇願います。

1、4番（前崎） 議案第77号 広尾町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定について反対討論を行います。

本提案は、広尾町老人福祉センター内の浴場使用料の引き上げに係るものであります。

十勝管内でも、町村営の公衆浴場は本町含めて9か所、地域住民のために営業されております。北海道の統制額440円の入浴料金を設定しているところも、400円以下の公衆浴場であっても、そのほとんどが温泉やサウナ、露天風呂等の設置等、心身ともにリフレッシュできる対応となっております。

加えて、南十勝の民間を含めて回数券での1回当たりの単価が最大100円近くも高くなっております。入浴は町民の皆さんの日々の生活において欠かせないものであり、基本的には毎日入浴をするものであります。1回140円の値上げとはいえ、年間の負担額は相当額になるわけであります。

今回の浴場使用料の引き上げは、認めがたいものであり、よって本案に反対をいたします。

1、議長（堀田） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

12番、浜頭勝議員、登壇願います。

1、12番（浜頭） 私は、議案第77号 広尾町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場で討論いたします。

本案は、平成3年当時の北海道統制額から据え置かれている老人福祉センターの浴場使用料の大人料金300円を、平成26年に北海道が定めた統制額料金である440円に引き上げるものであります。

管内の公営公衆浴場料金も同様の料金体系となっており、また、高齢者や子どもの浴場使用料は据え置くなど、一定の配慮も見受けられます。今回の見直しは第5次広尾町行政改革大綱に基づき改定を行うものであり、町政懇談会や各団体への説明会の開催など幅広く町民への説明を行い、一定程度のご理解をいただいているものと理解しております。

本町の将来を見据えたとき、提案された改正内容はやむを得ないものと考え、本条例改正案に賛成するものであります。

1、議長（堀田） これをもって討論を終了します。

これより議案第77号 広尾町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員は起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第78号

1、議長（堀田） 日程第15、議案第78号 広尾町生活支援ハウス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第78号 広尾町生活支援ハウス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

議案資料は、24ページであります。

本案は、施設開所時から据え置いてまいりました入居者利用料とは別にご負担をいただく共用部の光熱水費、居室の暖房給湯に要する経費であります管理費を見直すものであります。

単身者の月額「10,000円」を「12,000円」に、夫婦世帯の月額「15,000円」を「18,000円」に改

めるものであります。これは管内他町村にある4か所と比較して、平均的な料金体系となっているところであります。

附則によりまして、平成30年4月1日から施行したいとするものであります。

よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） この生活支援ハウスの関係でありますけれども、現在、運営について社会福祉協議会に委託をしておりますけれども、28年度における社協の委託料、それといわゆるこの管理費というのが共用スペースの光熱水費等の部分でありますけれども、燃料あるいは光熱水費の28年度の総額、それと管理費と入居者の利用料の関係なのですけれども、一定の所得があった場合に支払いいたします利用料、これ何名おられて、それぞれの所得階層は幾らになっているのか、それから残りの方はこの入居者の利用料は、要するに非課税の場合は納めなくてもよかったと思うのですけれども、その人数と入居者利用料をお支払いしていない方の所得階層、それぞれ幾らになるのか、ご説明をいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 山崎保健福祉課長。

1、保健福祉課長（山崎） まず委託料と、また光熱水費の28年度実績の関係でございます。

まず、28年度の社会福祉協議会に委託しています委託料の内訳といたしまして、1,191万6,000円です。また、28年度の光熱水費の実績額でございます。合計額で486万3,304円となっております。また、入居者の管理費の関係でございます。収入総額といたしまして288万7,200円、こちらにつきましては、利用料と管理料の合計額でございます。管理料につきましては、年度末19名入っております。管理費の部分で215万7,600円、利用料につきましては利用料に該当されている方、収入から社会保険料であったり、医療費等を控除した方で120万円以上のある方、こちらが3名いらっしゃいます。内訳はちょっと押さえてございませませんが、3名の合計額で72万9,600円となっております。

以上でございます。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 入居者の利用料については3名で年収で120万円以上、それ以外の入居者の利用料をお支払いしていない方、管理料のみ、現行であれば1人部屋が1万円ですか。19人中3人ですから16人が入居者の利用料をお支払いしていないということなのですけれども、この16人の方の

所得階層、幾らの範囲かというのをご説明いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 山崎保健福祉課長。

1、保健福祉課長（山崎） 入居者の利用料のかかっていない方16名の内訳ということでございますが、金額以下ということで、特段の内訳という形では押さえてございません。

以上でございます。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第78号 広尾町生活支援ハウス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第79号

1、議長（堀田） 日程第16、議案第79号 広尾町高齢者等生活支援・生きがい活動支援条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第79号 広尾町高齢者等生活支援・生きがい活動支援条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

議案資料は25ページであります。

本案は、除雪や草刈りなどを援助する軽度生活援助事業の取り扱いの見直しと法改正により条々が生じたことから、引用箇所を修正を行うものであります。

現在、利用1時間につき町から社会福祉協議会へ委託料として2,000円を支出し、利用者負担として一般世帯を80円、所得税非課税世帯は24円を負担していただいております。これを介護保険サービスを利用した場合と同程度に見直しを図り、一般世帯は1割を負担していただくものでありま

す。

また、所得税非課税世帯は、介護保険サービス利用者負担軽減事業と同様に25%の軽減を図るものであります。これは管内他町村と比較して平均的な料金体系となっているところであります。

附則によりまして、平成30年4月1日から施行したいとするものであります。

よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） まず、議案資料の25ページなのですが、ここで現行の中で、事業は軽度生活援助事業ということで、それぞれ利用1時間につきということで、契約単価の1割とそれぞれなっておりますけれども、現行と改正の中で利用者の負担額がありますけれども、現行では国が定めた介護予防・生活支援事業制度で設定された単価の1割、ただし介護保険制度における低所得者利用者負担額軽減措置で対象となる基準についてはこれと同率の軽減を行うという基準がございます。改正の内容は、この部分、国が定めた介護予防・生活支援事業制度でという単価と町が実施する当該事業契約単価のということで、ここにこの条文の中ではそれぞれの単価の数値が入っておりませんが、それぞれ現行の単価と改正後の単価、これはそれぞれ幾らになるのか、ご説明いただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 山崎保健福祉課長。

1、保健福祉課長（山崎） 単価の関係でございます。

まず、現行の単価でございます。国が定めた介護予防・生活支援事業制度で設定された単価という部分でございますが、こちらにつきましては現行800円となっております。また、見直し後の単価につきましては、町が現在実施する当該事業の契約単価の1割ということでございます。平成29年度社会福祉協議会に委託しております1時間当たりの単価2,000円でございます。

以上でございます。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 第5次広尾町行革大綱の中で、15ページに高齢者等生活支援事業負担金というのがありまして、改正前はいわゆる生活保護は無料ですと、ゼロ円ですと、それから非課税世帯が24円、そうでない方は80円、要するに800円に対する1割で80円です。ところが、この改正後が、ゼロは変わりませんが、今まで24円の負担金を徴収していたものが150円に引き上げられ、それから80円の負担が200円に引き上げられています。とりわけ、この24円の今まで負担をされて

いた方が150円の負担になるということですから、6倍強の負担割合が増えるという、6倍以上に増えるという内容となっておりますけれども、これらの内容と、それと従前行われてきました国が定めた介護予防・生活支援事業の事業、これはたしか16年度でこの事業が終わっておりますけれども、16年で終わった事業が800円がずっと今日まで来ているのですけれども、今、町が実施する当該事業の単価契約が2,000円ということですが、そのことの説明というのは、この資料にも条項にも入っていないのですけれども、それぞれの改正前の国が定めた介護予防・生活支援事業の例えば事業名、それから今現在、町が実施する当該事業契約単価の事業名、こういったものがあるのか、これらも含めてご説明いただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 山崎保健福祉課長。

1、保健福祉課長（山崎） まず、事業の関係と改正前、改正後の自己負担金額のご質問でございます。

まず、自己負担金額、改正前、行革大綱のご説明の中で、ゼロ円、24円、80円という形でお示ししてございました。これにつきましては、利用者1時間当たりの負担金でございまして、もととなるのが、議員さんおっしゃられましたとおり、現行のほうの国が定めた介護予防・生活支援事業制度で設定された単価800円でございます。

自己負担額につきましては、80円につきましては、そのまま課税世帯1割部分で80円の1割ということで80円でございます。この24円の部分につきましては、別表の中のただし書きにございまして、介護保険制度における低所得者利用者負担軽減事業、介護保険サービスを利用した場合の軽減措置を行ってございまして低所得者に対しまして、自己負担、本来であれば1割、さらにその7%の部分軽減を行っている事業がございました。そちらのほうと制度的にといいますか、サービス提供するに当たって同等のサービスになりますので、介護サービスを利用されない方、一般の方の負担も同等のサービスを提供するというので、こちらにつきましても1割のさらに7%軽減ということで24円という料金設定になってございます。ゼロ円につきましては、生活保護者に対しまして軽減免除を行っている部分でございます。

現行から今度、改正後200円、150円、ゼロ円という料金設定でございます。議員さんおっしゃられましたとおり、200円の部分につきましては、現行の社会福祉協議会に対する委託料の1割の200円という設定でございます。150円の部分につきましては、今回、行革大綱の中で同じく介護サービスの利用者に対しまして利用負担の軽減7%から2.5%に見直しさせていただいている経過がございます。200円の2.5%、いわゆる7.5%負担という形の150円という設定でございます。ゼロ円につきましては、対象者は変わってございません。

あと、従前の事業の料金の関係でございます。国が定めた介護予防・生活支援事業の単価ということでございましたが、こちらにつきましては、平成12年、介護保険制度開始当初、国の間接補助で持ちまして北海道補助事業を行ってございました。補助率4分の3の補助事業を行ってございまして、その事業に対しまして国が定めた単価がございまして、その部分が800円ございました。

それにつきまして、その基準のみまだ残っているような状態でございます、補助事業自体はおっしゃられましたとおり、平成16年終了となっております。

以上でございます。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第79号 広尾町高齢者等生活支援・生きがい活動支援条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

1、議長（堀田） お諮りします。本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

あす6日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 3時18分